

ベトナムへの農林水産物・食品の輸出 に関するカンントリーレポート

2025年3月
ベトナム輸出支援プラットフォーム

目次

1. 市場概況*1	3
① 事業環境	
② 食文化・食習慣	
③ 調理済み食品の利用傾向	
④ 食品・食材の品目別消費傾向	
⑤ 食品関連市場	
⑥ 主要都市の飲食店	
⑦ 日本食レストランおよび日本食品の利用・購入傾向	
2. 輸入動向	11
① ベトナムにおける食品・食材輸入	
② 日本からベトナムへの食品・食材輸出	
3. 流通構造	13
① 日本からの食品・食材の流通経路	
② 外食関連のマーケティング・PR	
4. 日本食品の取扱事業者	15
① 輸入・卸売業者	
② 小売業者	
③ 日本食レストラン	
5. 法規*1	27
① 輸入関連の法規制	
② 輸入通関手続き	
③ 関税	

*1. 本冊子は「ベトナムにおける食品関連市場（市場概況・規制編）」の一部より作成している。より詳細については同資料を参照

はじめに

免責事項

- ◆ 本レポートは、日本からベトナムへの輸出を検討する企業・関係者のため、基本的情報提供を行うことを目的として作成したものです
日本政府、ベトナム政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本レポートの内容と異なっていることもあり得ます
- ◆ 本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい
ジェットロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています

本レポートについて:

本レポートは、文献調査・アンケート調査・インタビュー調査を基に作成され、2022年以降一部情報が更新されています
(本レポートは「ベトナムにおける食品関連市場(市場概況・規制編)」の一部より作成しており、より詳細については同資料を参照ください)

2024年度の主な更新内容は以下となっています

- ◆ 人口(収入、支出など)、市場規模(輸出入額、店舗数など)は、入手可能な最新データに更新(主に2023年まで)
- ◆ 消費者調査(2024年10月実施。対象者: ハノイ・ホーチミンに居住する15-55歳の男女計400名)を実施し、日本の食品・食材、飲食店に関する消費者の行動と好み、調理済み食品およびフードデリバリー利用習慣についての分析を更新
- ◆ 日本食品・食材の取扱業者リストとして、輸入・卸売業者、小売業者、日本食レストランのリストを更新
- ◆ 法律・規制部分を更新

【1.市場概況】事業環境

日越関係は長期にわたって良好であり、地理的優位性や人口の多さに加え、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響も他国よりは小さく、経済規模は高水準で成長を続けており、日本企業を含む外資企業にとって良好な事業環境となっている

ベトナムの魅力

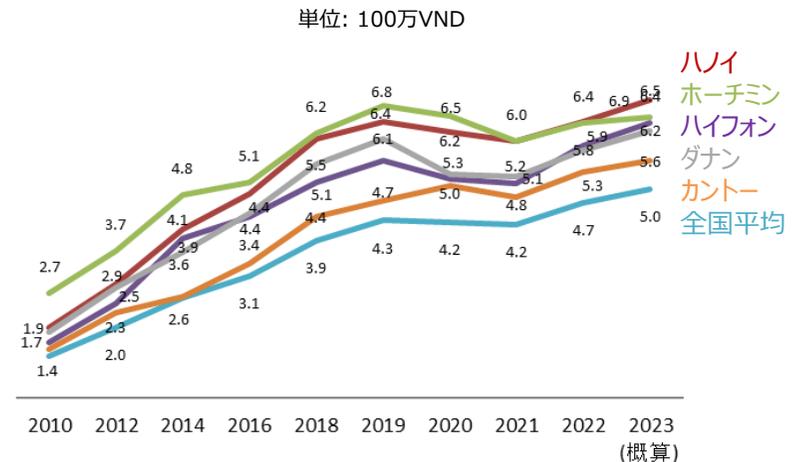
- 民族や社会階層による分断はほとんどなく、人口10,031万人(2023年)の巨大単一市場と捉えることが可能
- 平均年齢は32.8歳(2023年)で、労働力人口の割合が大い(2023年には15~59歳人口が全人口の約62.2%を占める^[i])
- 日越両国政府は相互に互いを戦略的パートナー国として位置付けており、ベトナム国民の対日感情は良好であり、また、日本企業を含む多くの外資企業が投資を進める等、良好な事業環境が整備されている
- 二国間の距離は約3,800km^{*1}、主要都市(ハノイ・ホーチミン⇄東京・大阪・名古屋・福岡)を結ぶ航空便がほぼ毎日就航しており、時差も2時間と比較的小さい



経済発展の状況

- 過去10年間、GDPは年率6~7%の高水準で成長し、新型コロナウイルス感染拡大の2020年、2021年も同2%とプラス成長を維持したその後、2022年は約4,103億USD、2023年は4,297億USD^{*2}、2024年もサービス産業・製造業が成長を牽引し、前年比6.1%増、25・26年も各前年比6.5%増と堅実な成長が見込まれている^[iii]
- 消費意欲旺盛な子育て世代を中心とした中間層が拡大している
- ベトナムの1人当たりの所得は特に中央直轄市5都市(ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントー)で2010年以降3~4倍となり、上位中間層の拡大につながっている

都市別の平均所得/人/月^[iii]



*1: 日本・ベトナム国土中央付近間の距離、*2: 名目GDP

出所: [i],[iii] ベトナム統計総局(GSO)「Statistic Book 2023」、[ii] 世界銀行「GDP (current US) - Vietnam」および「Vietnam's Economy is Forecast to Grow 6.1% in 2024」

地図画像: OpenStreetMap (openstreetmap.org/copyright)

【1.市場概況】食文化・食習慣

食習慣について、自宅で自炊した料理を食べる頻度が最も高いが、週に1回以上外食やデリバリーサービスを利用する習慣がある人は5割超を占め、外食・デリバリーサービス利用は一般的なものとなっている

食文化

- 米が古くから主食となっている
- 一般的に「ベトナムの食生活は栄養バランスが良い」と評価されている
消費者調査の結果でも、野菜系・肉系が組み合わせられた極端な偏りがないバランスの採れた食生活を送っていることが推測できる

自炊

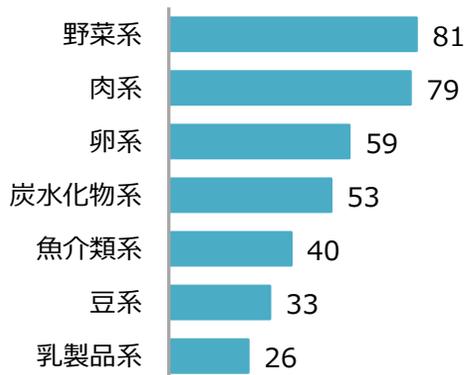
- 普段の食習慣について聞いた消費者調査の結果では、「自宅で自炊(して食事)」が89%であり、食堂・軽食店での外食(45%)、自宅でデリバリーアプリで注文して食事(35%)、レストランでの外食(33%)*2を上回り、「自宅で自炊」が最も頻度が高い
- 自宅で食事をする理由として、節約(69%)、家族団らん(50%)、自炊する方が簡単(49%)、外食は不衛生(44%)が挙げられた
- 食材購入の際に考慮する基準として、鮮度(84%)、安全性(83%)、価格(72%)が挙げられた

外食・デリバリー

- 大都市を中心に、多忙なライフスタイルに合わせた食事の選択肢の増加(中食など)、フードデリバリーアプリ利用の浸透・利便性向上等を背景として、外食・デリバリーサービスの人気が高まっている
- 一般的に利用されており、週に1回以上は外食を利用する(62%)、週に1回以上はデリバリーサービスを利用する(42%)であった
- 外食1人1回当たり支出額は、10万VND以下(43%)、10-20万VND(29%)、20万VND超(27%)であった

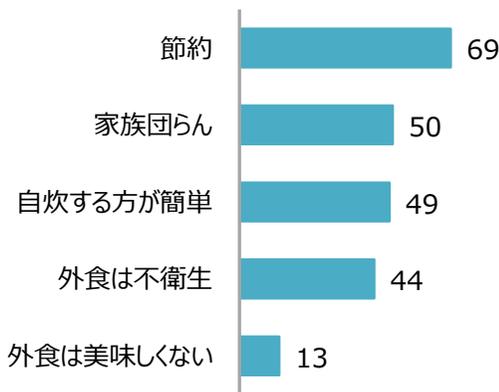
普段の食事としてよく食べられている食品*1

(単位: %, 100% = 400人)



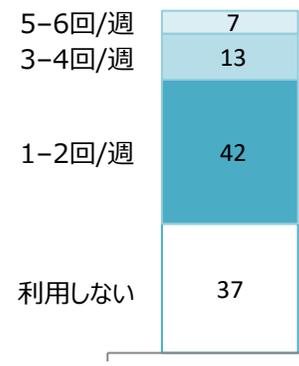
自宅で食事をする理由

(単位: %, 100% = 380人*3)



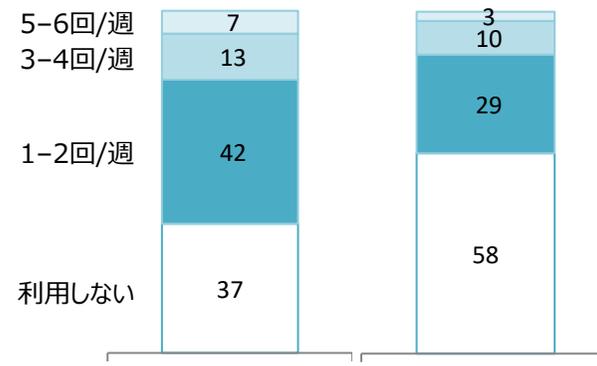
外食利用頻度

(単位: %, 100% = 400人)



デリバリー利用頻度

(単位: %, 100% = 400人)



*1: 「朝食・昼食・夕食の3食のうち、一定の食事量・一定時間を確保している食事」として自身の「普段の食事(習慣)」を聞いており、その「普段の食事」でよく食べている食事内容を聞いた質問

*2: レストラン: 客1人あたりの座席スペースが比較的広く確保され、昔ながらの食堂・軽食店よりもハイエンド寄りの飲食店を指す

*3: 普段の食事(習慣)について「自宅で食事(自炊、デリバリーアプリ利用、飲食店に直接注文)」と答えた人からの回答

出所: B&Company「消費者調査(2024年10月実施、調査対象:ハノイ・ホーチミンに居住する15-55歳の男女計400名)」

【1.市場概況】調理済み食品の利用傾向

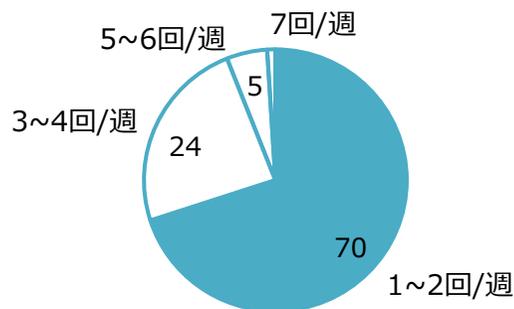
直近6ヶ月以内に利用した人は94%、うち週に3回以上の利用者も30%いるなど、主要都市を中心として、調理済み食品利用(中食習慣)は一般的な習慣となっている

調理済み食品の利用傾向

- コンビニ、スーパーマーケット、飲食店等で調理済み食品(惣菜・弁当など)が販売されており、デリバリーで配達してもらったり、店舗で購入し持ち帰って家や職場等で食べる“中食”習慣は一般的なものとなっている(食べる前に電子レンジで短時間温めるタイプ、温めずそのまま食べられるタイプどちらも一般的に販売されている)
- 消費者調査の結果では、「過去6ヶ月以内に調理済み食品を利用した」という回答者が94%。その利用頻度は、週に1~2回が70%で最も多かったが、週に3回以上の利用者も30%となった
- 購入する場所は、スーパーマーケット70%、コンビニ58%、飲食店53%
- 購入方法は、小売店等から直接購入88%、デリバリーアプリ利用(Shopee、Grab等)57%
- 調理済み食品の購入理由は、準備する時間が短く済む(80%)、リーズナブルな価格(51%)、種類の豊富さ(50%)
- 調理済み食品の1回の購入で費やした金額は、5-10万VND(32%)、10-15万VND(20%)程度
- 購入頻度が多い商品は、汁麺(62%)、米系(50%)、バインミー*2(49%)、和え麺・焼き麺(45%)
- 「最も利用頻度の多い調理済み食品(料理国別)」を聞いた質問では、ベトナム料理(59%)、日本料理(21%)、韓国料理(14%)という結果であり、飲食店利用と同様、外国料理の中では日本料理がトップであった

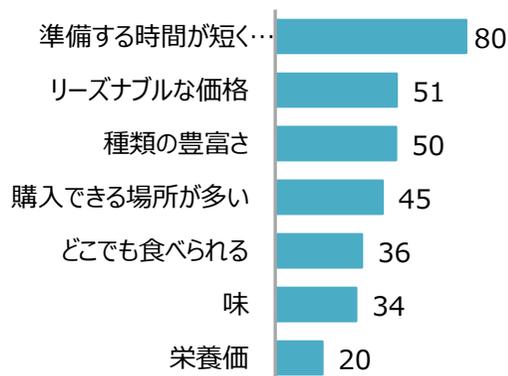
調理済み食品の利用頻度*1

(単位: %、100% = 376人)



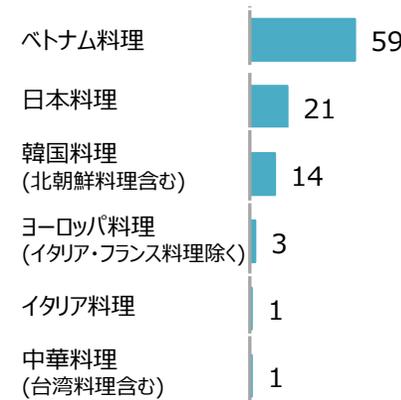
調理済み食品の購入基準*1

(単位: %、100% = 376人)



最も利用頻度の多い調理済み食品*1

(単位: %、100% = 376人)



*1: 直近6ヶ月以内に1回以上、調理済み食品を購入した人からの回答、*2: バインミー(ベトナムのサンドイッチ)、*3: イタリア系、フランス系除く
出所: B&Company「消費者調査(2024年10月実施、調査対象:ハノイ・ホーチミンに居住する15-55歳の男女計400名)」

【1.市場概況】食品・食材の品目別消費傾向

食品・食材市場は経済成長に伴い今後も拡大が予想される

ここ10年で贅沢品や加工食品の消費が広がったが、都市部と農村部の消費傾向の違いに留意する必要がある

全体像

- 食品・食材に対する月間平均支出額は2022年時点で1人あたり120.5万VNDであった(22年はコロナ感染拡大の影響があり、特に都市部における外食費が大きく減少したため、20年比で減少となった)
- 年平均成長率9.0%超で増加し、2028年には220万VNDに達する見込み^{*1[i]}
- 支出額が多い個別品目は、米、肉、エビ、魚

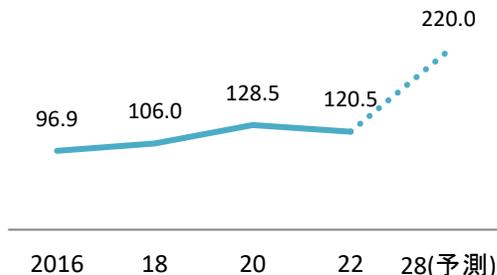
嗜好の変化

- 穀類(米、小麦など)の消費量が減少(特に米の2022年消費量は2010年比で29%減と大きく減少)
- 肉、魚、健康食品、有機食品、果物の消費量が増加(特に肉の2022年消費量は2010年比で44%増と大きく増加)
- 健康志向の食生活を意識している消費者も少なくない
過去6カ月に実践した食事法を聞いたアンケート調査では、クリーン・イーティング(加工食品を制限・全粒穀物を推奨)22%、ファスティング(一定期間の断食)20%、ロカボ(低炭水化物)10%、ケトジェニック(糖質制限・高脂質)10%、という回答があった^[v]

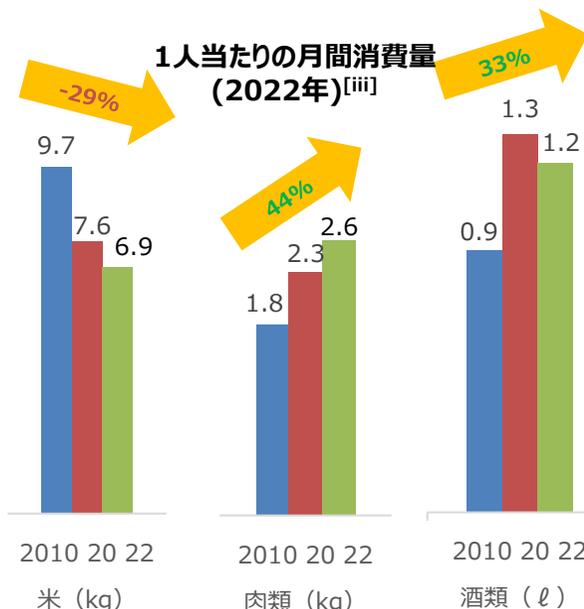
地域差^{*2}

- 都市部では外食が多く、また肉、エビ・魚、野菜・果物、飲料(アルコール含む)等、多くの食品・食材について地方部よりも支出額が大きく、より豊かな食生活を求める傾向が読み取れる(都市部の物価は、農村部よりも高いことも影響)

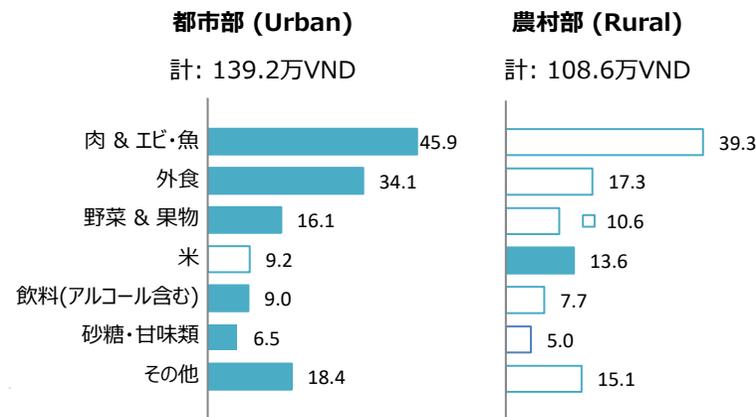
食品・食材に対する支出額/人/月^{*1 [ii]}
単位:万VND



1人当たりの月間消費量
(2022年)^[iii]



支出額が大きい食品・食材
(2022年、単位:万VND)^[iv]



*1: 外食費用も含む。2028年の予測値はUSDで推算されていたため、1USD=23,836VNDで換算した額を記載している

*2: ベトナム政府が一定の基準で都市部・農村部を規定しており、一般的な都市行政区分とは異なる区分となることに留意(例: ハノイ・ホーチミン市内にも農村部があり、発展の遅れた省の中でも中心街区は都市部として分類されている)

出所: [i]カナダ農業・農産食料省(AAFC)「Foodservice Profile - Vietnam」(2024)、[ii],[iii],[iv] ベトナム統計総局(GSO)「Residential life survey 2022」、[v] B&Company「消費者調査(2024年10月実施、調査対象:ハノイ・ホーチミンに居住する15-55歳の男女計400名)」

【1.市場概況】食品関連市場

新型コロナ感染収束後、外食市場は横ばいであるものの、食品関連市場全体では拡大傾向に転じている
特にフードデリバリー市場は大きく成長し、今後も市場拡大の見通しとなる

	食品・飲料小売	外食	フードデリバリー																																																															
市場規模	<p>単位:兆VND(兆円)*2 [i]</p> <table border="1"> <tr><th>Year</th><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td></tr> <tr><th>Value (兆VND)</th><td>542</td><td>577</td><td>513</td><td>442</td><td>529</td><td>591</td></tr> <tr><th>YOY Change (%)</th><td>(3.3)</td><td>(3.51)</td><td>(3.12)</td><td>(2.69)</td><td>(3.22)</td><td>(3.6)</td></tr> </table>	Year	2018	2019	2020	2021	2022	2023	Value (兆VND)	542	577	513	442	529	591	YOY Change (%)	(3.3)	(3.51)	(3.12)	(2.69)	(3.22)	(3.6)	<p>単位:兆VND(兆円)*2 [i]</p> <table border="1"> <tr><th>Year</th><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td></tr> <tr><th>Value (兆VND)</th><td>533</td><td>562</td><td>489</td><td>411</td><td>486</td><td>439</td></tr> <tr><th>YOY Change (%)</th><td>(3.25)</td><td>(3.42)</td><td>(2.98)</td><td>(2.5)</td><td>(2.96)</td><td>(2.67)</td></tr> </table>	Year	2018	2019	2020	2021	2022	2023	Value (兆VND)	533	562	489	411	486	439	YOY Change (%)	(3.25)	(3.42)	(2.98)	(2.5)	(2.96)	(2.67)	<p>単位:兆VND(兆円)*2 [i]</p> <table border="1"> <tr><th>Year</th><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td></tr> <tr><th>Value (兆VND)</th><td>9</td><td>15</td><td>24</td><td>32</td><td>44</td><td>52</td></tr> <tr><th>YOY Change (%)</th><td>(0.05)</td><td>(0.09)</td><td>(0.14)</td><td>(0.19)</td><td>(0.26)</td><td>(0.31)</td></tr> </table>	Year	2018	2019	2020	2021	2022	2023	Value (兆VND)	9	15	24	32	44	52	YOY Change (%)	(0.05)	(0.09)	(0.14)	(0.19)	(0.26)	(0.31)
Year	2018	2019	2020	2021	2022	2023																																																												
Value (兆VND)	542	577	513	442	529	591																																																												
YOY Change (%)	(3.3)	(3.51)	(3.12)	(2.69)	(3.22)	(3.6)																																																												
Year	2018	2019	2020	2021	2022	2023																																																												
Value (兆VND)	533	562	489	411	486	439																																																												
YOY Change (%)	(3.25)	(3.42)	(2.98)	(2.5)	(2.96)	(2.67)																																																												
Year	2018	2019	2020	2021	2022	2023																																																												
Value (兆VND)	9	15	24	32	44	52																																																												
YOY Change (%)	(0.05)	(0.09)	(0.14)	(0.19)	(0.26)	(0.31)																																																												
新型コロナ影響を含む最近の変化	<ul style="list-style-type: none"> 2019-23年 AAGR*1: 2.58% ミニマート、コンビニ業態(面積100m2程度の小規模店舗)が、距離的な近さ、利便性から都市部の消費者に支持されている <ul style="list-style-type: none"> 住宅密集地の出店に適している 低コスト: 小規模でスタッフも少なく済み、取扱品目も3,000-5,000の必需品に絞って販売 24時間営業、キャッシュレス決済、店内飲食といった利便性 	<ul style="list-style-type: none"> 2019-23年 AAGR*1: -3% 新しい飲食店をデリバリーアプリを通じて発見する傾向[iii] <ul style="list-style-type: none"> 91%がデリバリーアプリを通じて新しい飲食店を探索 50%が特に飲食店を決めていない時に、アプリで検索 新しいビジネスモデルの登場: オンライン・トゥ・オフライン*3、テイクアウト等 消費者の嗜好: ミレニアル世代やZ世代の消費者は新しい体験、また多忙な生活にフィットするものを求めている 	<ul style="list-style-type: none"> 2019-23年 AAGR*1: 43% 新型コロナ感染拡大を受け、オンラインを通じた購買傾向が大きく加速、その手軽さ・利便性が消費者に浸透し、感染収束後も利用が継続されている <ul style="list-style-type: none"> ユーザー数が大きく増加: 2022年のユーザー数は2020年比で38.4%増の2,200万人に達した。2027年には3,300万人に達する見込み 新しいビジネスモデルの登場: クラウドキッチン(店舗を持たないデリバリー専門の飲食店。一部は調理場も持たず提携によりサービス提供) 																																																															
見通し	<ul style="list-style-type: none"> 2023年から27年にかけて年平均成長率約10.2%で増加し、27年には約873兆VNDに達する見込み 	<ul style="list-style-type: none"> N/A 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年から28年にかけて年平均成長率11.50%で増加するとの予測があり[iii]、それに基づき計算すると28年には90.3兆VNDに達する見込み 																																																															

*1: AAGR(単純年平均成長率): 期間中の各年の成長率を平均したもの。例えば、1年目⇒2年目10%増、2年目⇒3年目20%増、3年目⇒4年目60%増だった場合、(10%+20%+60%)÷3=30%となる

*2: 参考として1円=164VND(2024年10月時点での為替レート)で日本円換算した金額を()内に表記、*3: オンラインで集客し、オフライン(実際の店舗)へ誘導するモデル

出所: [i] IPOS.VNおよびVIRAC「Vietnam Food Business Market Report 2023」、[ii]Grab「Food & Grocery Trends Report 2023」、[iii]Statista「Online Food Delivery」

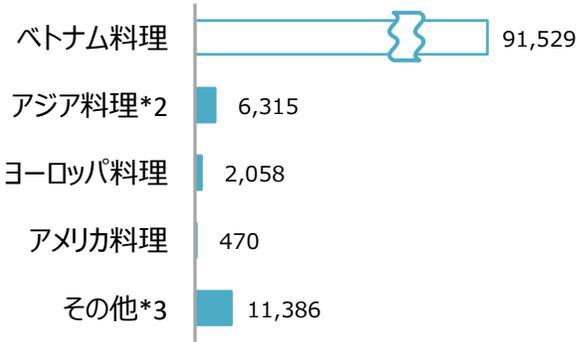
【1.市場概況】 主要都市の飲食店 1/2

外食市場について、コロナ感染収束後から回復基調にあったものの、近年にまた経済状況の失速、購買力低下の影響を受けているようである一方、グルメ情報サイト掲載の飲食店数はハノイ、ホーチミンを中心に急増しており、デジタル・マーケティング意識の高まりが見え、競争はさらに激化している

大手グルメ情報ウェブサイトに掲載されている飲食店数^{*1[i]} (2024年10月時点)

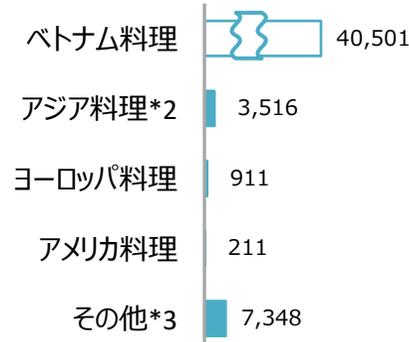
ホーチミン

計110,758店舗 (23年比60%増)



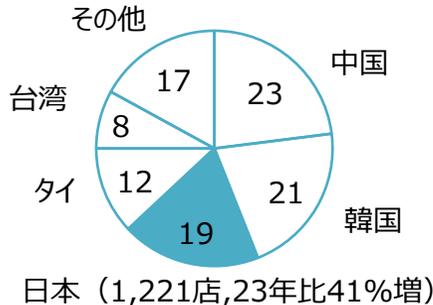
ハノイ

計52,487店舗 (23年比69%増)



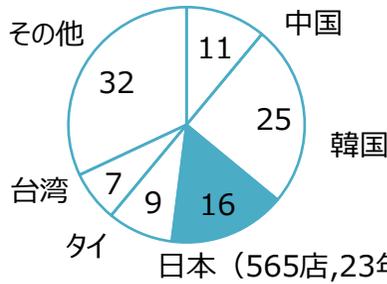
アジア料理^{*2}の内訳

(合計: 6,315店、単位:%)



アジア料理^{*2}の内訳

(合計: 3,516店、単位:%)



概況

- 近年、経済状況の失速、購買力低下が観察されており、事業縮小を強いられた大手飲食チェーンもある
飲食店市場の競争は激しく、プロモーション、販売チャネルの拡大(デリバリー事業等)等、各社、業績向上のための施策・戦略が実施されている
- フードデリバリーサービス市場は急速な成長が見込まれている:
 - ✓ ベトナム最大手飲食チェーンの1つであるGolden Gate社は、運営各店でオンライン・デリバリーを開始
[Kichi Kichi](#) (鍋), [Gogi](#) (BBQ)
[Hutong](#) (鍋), [ManWah](#) (鍋) 等
 - ✓ 消費者調査の結果では、「最低週に1度以上は食事を注文する」人はハノイ37%、ホーチミン47%であった^[ii]
 - ✓ デリバリープラットフォームサービスの市場シェア(2023年)^[iii]:
最大手2社のシェアが大きく、競争は激しい
(例えば、下記のうちBaeminは23年8月時点で本事業からの撤退を発表した)
 - [ShopeeFood](#) 47.6%
 - [GrabFood](#) 33%
 - [Befood](#) 6.2%
 - [Baemin](#) 4.5%
 - [GoJek](#): 4.7%

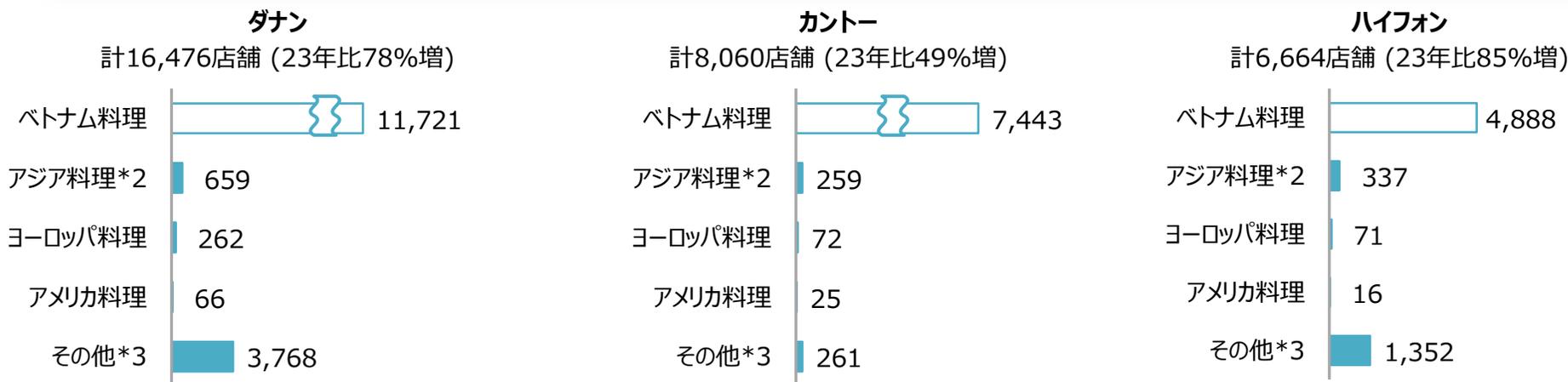
*1: 2024年10月時点でのベトナム最大のグルメ情報ウェブサイトFoodyの分類・掲載数に基づく(この数字には飲食店に加え、食堂、喫茶店等も含まれている。複数カテゴリに分類されている店舗もあるため、各カテゴリの合計は全体数と一致しない)、*2: ベトナム料理は除外、*3: その他: その他の国の料理店舗・カテゴライズされていない飲食店等

出所: [i] [Foody](#)(ベトナム最大のグルメ情報ウェブサイト)を基にした分析、[ii] B&Company「消費者調査(2024年10月実施、調査対象:ハノイ・ホーチミンに居住する15-55歳の男女計400名)」、[iii] Statista「Most used food delivery apps in Vietnam 2023」

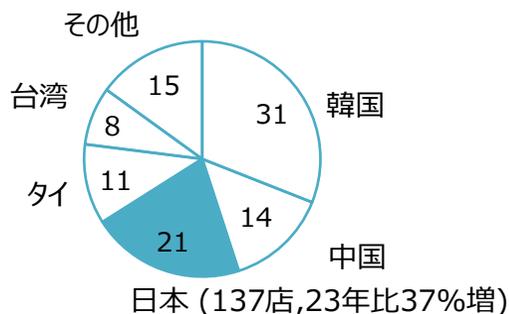
【1.市場概況】 主要都市の飲食店 2/2

ダナン、カントー、ハイフォンについてもグルメ情報サイト掲載の飲食店数は急増しており、日本食レストランも増えている

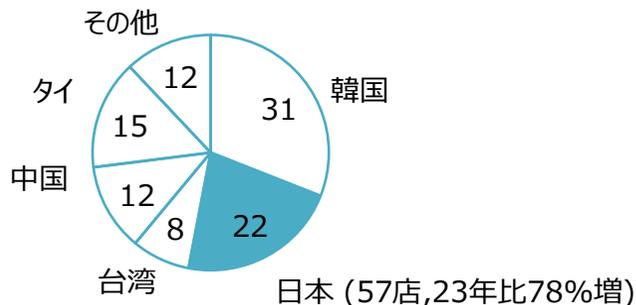
大手グルメ情報ウェブサイトに掲載されている飲食店数*1 (2024年10月時点)



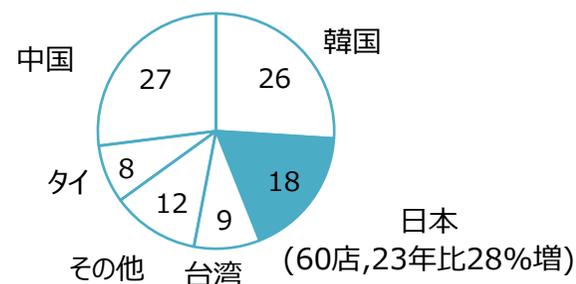
アジア料理*2の内訳
(合計: 659店、単位:%)



アジア料理*2の内訳
(合計: 259店、単位:%)



アジア料理*2の内訳
(合計: 337店、単位:%)



*1: 2024年10月時点でのベトナム最大のグルメ情報ウェブサイトFoodyの分類・掲載数に基づく(この数字には飲食店に加え、食堂、喫茶店等も含まれている。複数カテゴリに分類されている店舗もあるため、各カテゴリの合計は全体数と一致しない)、*2: ベトナム料理は除外、*3: その他: その他の国の料理店舗・カテゴリ化されていない飲食店等
出所: Foody(ベトナム最大のグルメ情報ウェブサイト)を基にした分析

【1.市場概況】日本食レストランおよび日本食品の利用・購入傾向

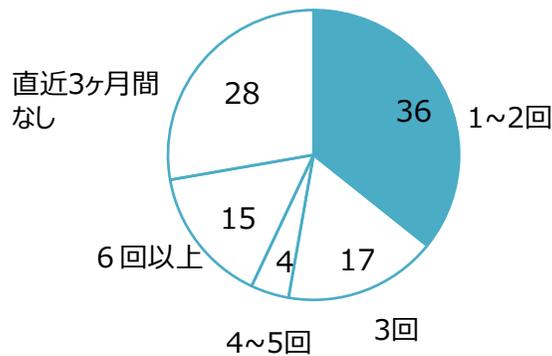
主要都市では日本食レストランは広く一般的に利用されており、月に1度以上利用する人も少なくない

日本食品・食材も多くの人に購入されており、最も多く購入される食品・食材は水産品、調理済み食品となる

日本食レストランの利用

- 「直近3ヶ月間に利用した飲食店」を聞いた消費者調査の結果では、ベトナム料理84%、日本料理72%、韓国料理53%、中国料理28%という結果であり、外国料理店の中では日本料理の利用がトップであった
- 利用頻度が高い日本食レストランは、[Tokyo Deli](#)(42%)、[Hokkaido Sachi](#)(36%)、[iSushi](#)(33%)^{*1}
- 日本食レストランでの食事1回に費やした金額は、20-30万VND(24%)、45万VND超(39%)程度

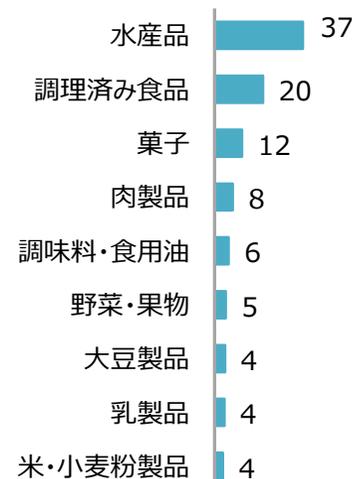
直近3ヶ月間の
日本食レストラン利用頻度
(単位: %、100% = 400人)



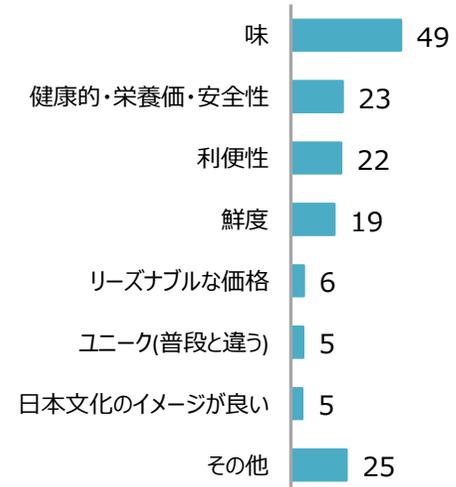
日本食品・食材の購入

- 最も多く購入した日本食品・食材は水産品37%、次いで調理済み食品20%
- 日本食品・食材を購入した場所は、[Aeon Mall](#)(29%)が最多であり、次いでShopee(18%)、日本製品専門店(14%)
- 日本食品・食材の1回の購入で費やした金額は、15万VND以下(24%)、15-30万VND(40%)程度
- 日本食品・食材の購入理由は、味(49%)、健康的・栄養価・安全性(23%)、利便性(22%)

最も多く購入した
日本食品・食材^{*2}
(単位: %、
100% = 337人)



日本食品・食材の
購入理由^{*2}
(単位: %、
100% = 337人)



*1:直近3ヶ月間に利用した日本食レストランについて、12ブランド(Tokyo Deli,iSushi,Sushi Kei,Sushi Tei,Hokkaido Sachi,Nhan Sushi,Yen Sushi,Sushi Haru,Pizza 4P's,The Sushi Bar,Gyu-Kaku,Let's Sushi)およびその他を選択肢として聞いた回答結果となる。なお、Pizza 4P'sの主要メニューはピザとなるが、日本人経営で主要都市を中心に30店舗超を展開しているため選択肢に含めたところ、50%が利用したと回答しており、利用頻度が高かった

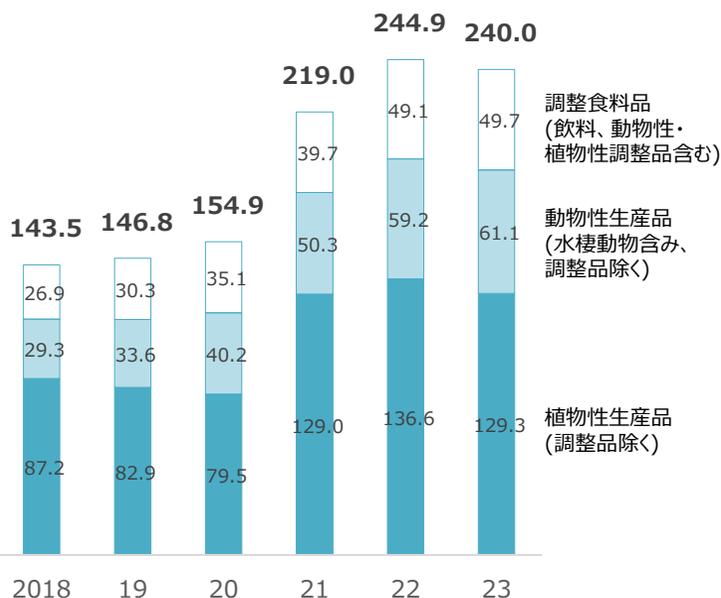
*2: 直近6ヶ月以内に1度以上、日本食品・食材を購入した人からの回答

出所: B&Company「消費者調査(2024年10月実施、調査対象:ハノイ・ホーチミンに居住する15-55歳の男女計400名)」

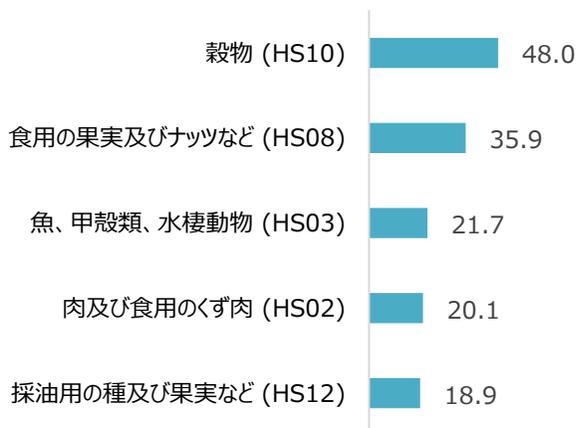
【2.輸入動向】ベトナムにおける食品・食材輸入

ベトナムにおける食品・食材の輸入額は2018年から23年にかけて堅調に増加し、23年は240億USDであった
 最大輸入元は中国であり、日本からの輸入は総輸入額の1.5%程度の3.7億USDとなる

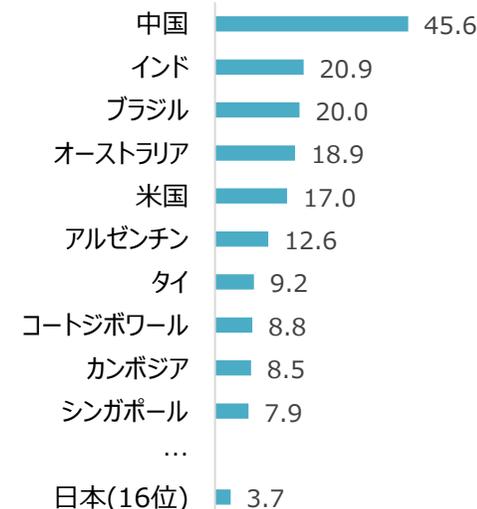
ベトナムにおける食品・食材の輸入額*1
 (単位:億USD)



輸入額上位品目*1,2
 (2023年、単位:億USD)



輸入額上位国*1
 (2023年、単位:億USD)



- ベトナムの食品・食材の輸入額は、21年に前年比約40%増と大きく増加し、22年をピークとして23年は微減となった
- 植物性生産品が最も輸出額が大きく、総輸入額の過半を占めている

- 輸入額が大きい品目Top5で輸入額全体の約60%(144.6億USD)を占めている

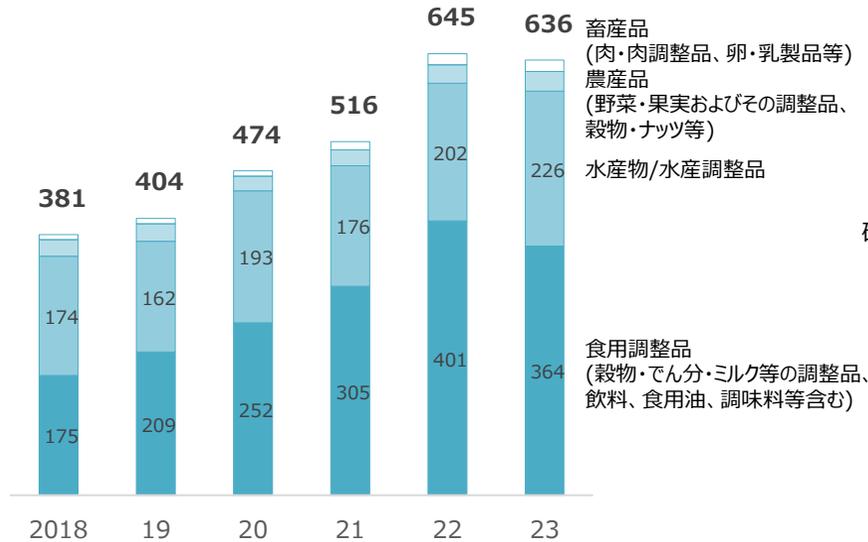
- 輸入額上位5ヶ国は、中国、インド、ブラジル、オーストラリア、米国であり、この5ヶ国からの輸入額は、総輸入額の約50%を占めている
- 日本からの輸入額は16位、総輸入額の1.5%程度の3.7億USDであった

*1: HSコード上2桁02-04、07-12、15-22を食品・食材として、動物性生産品(HS02-04)、植物性生産品(HS07-12)、調整食料品(HS15-22)で3分類して作成 (一部、播種用・医薬品用が含まれる)
 23年の輸入額は2024年10月時点でベトナム当局による公表値がないため、2018年~22年の輸入額は直接データ(ベトナム当局公表の輸入額)を利用し、23年の輸入額はミラーデータ(輸出元国が公表している対ベトナム輸出額)を採用していることに留意 (付記事項: 計上タイミングの違い、国ごとの申告方法の違い、輸送コストの加算、経由国での再輸出といったことが原因で、直接データとミラーデータの間で差異が生じる。例えば、ベトナム当局の公表する輸入額統計をみると、2019-22年にかけて中国は輸出額で4~5位で推移しているが、ミラーデータによると、2019-23年の全ての年で中国が1位となっている。また、日本からの輸入額(ミラーデータ)について、本データの出所であるITC Trademapは財務省貿易統計を参照しているが採用為替レートを含めた換算方法のため、多少の差異がある)、*2: HSコード上2桁で額が大きい品目を抽出

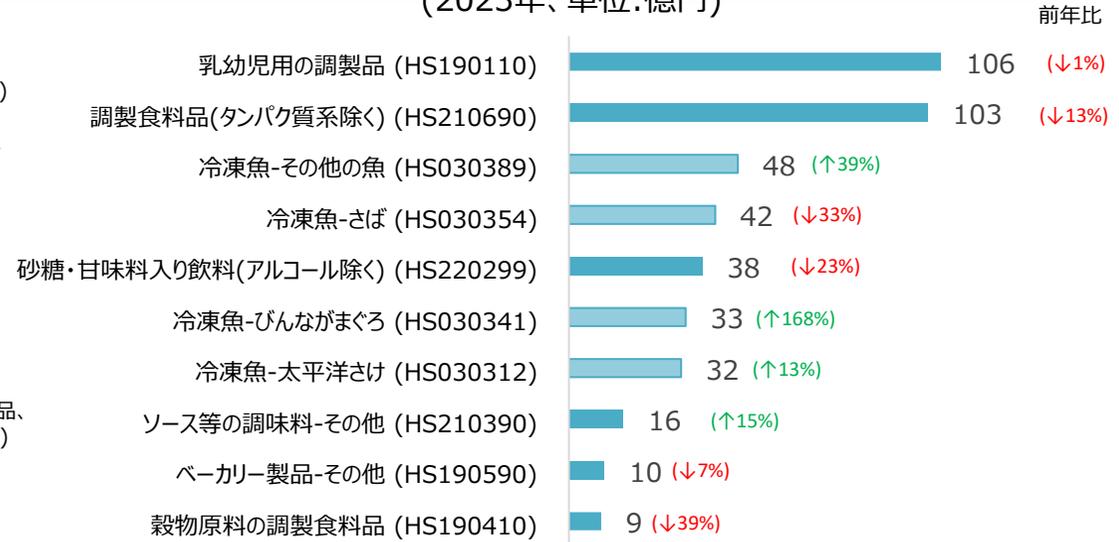
【2.輸入動向】日本からベトナムへの食品・食材輸出

日本からベトナムへの食品・食材輸出額は2022年まで連続して増加していたが、22年をピークとして23年は微減の636億円であった
乳幼児用の調整品および調整食料品(タンパク質系除く)の2品目の輸出額はそれぞれ100億円を超えている

日本からベトナムへの食品・食材の輸出額*1 [i]
(単位:億円)



日本の対ベトナム輸出額が大きい品目*2
(2023年、単位:億円)



- 日本からベトナムへの食品・食材輸出額は22年まで連続して増加していたが、22年をピークとして23年は微減となった
- コロナ感染収束後の経済状況の悪化を受け、ベトナム消費者は節約志向となっており、個人消費者および事業者(飲食店など)の両方で、“プレミアム品質”よりも“手頃な価格”を重視する傾向が見られる。「価格が手頃な代替品」となる中国やタイ等の他の国からの輸入品との競争は激化しており、日本からの輸入品は価格がネックとなっている^[ii]

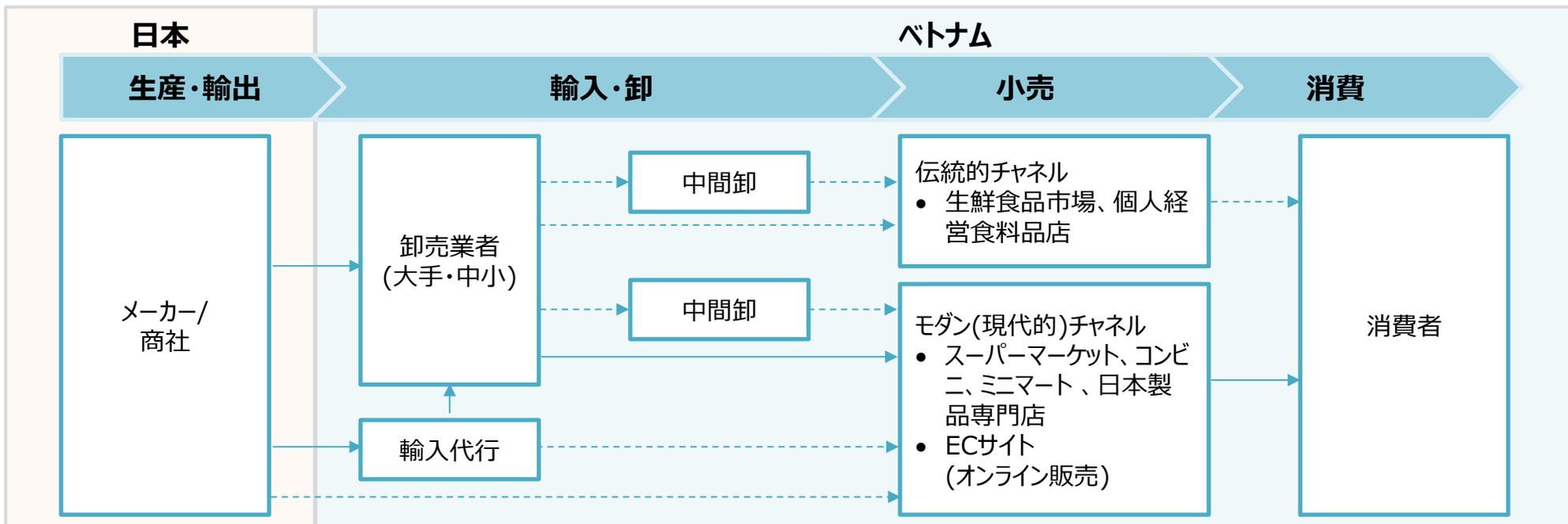
- 乳幼児用の調整品(HS190110)、調整食料品(タンパク質系除く)(HS210690)がそれぞれ106億円、103億円と、100億円超となる
- 輸出額が大きい品目Top10で輸出額全体の約70%を占めている
- Top5は全体の50%超を占め、この5品目は前年2022年もTop5となっている
ただし、冷凍魚-その他の魚(HS030389)は前年比39%増となっているが、その他の4品目は前年比で減少している
- Top10の残り5品目のうち、冷凍魚-びんながまぐろ(HS030341)は前年比168%増と大きく増加している

*1: HSコード上2桁02-04、07-12、15-22を食品・食材として、水産物/水産調整品(HS03,1603-05)、畜産品(HS02,04,1601-02)、食用調整品(HS15,17-19,21-22)、農産品(HS07-12,20)で4分類して作成(一部、播種用・医薬品用が含まれる)、*2: HSコード上6桁で額が大きい品目を抽出
出所: [i] 財務省「貿易統計」、[ii] B&Company「輸入卸者・小売業者に対するインタビュー調査(2024年9-10月実施)」

【3.流通構造】日本からの食品・食材の流通経路

日本から輸入された食品・食材は以下図のような経路を通じて流通する

ベトナムでは依然として伝統的流通チャネルの存在感も大きいですが、価格の高い輸入品は主にモダン(現代的)チャネルで販売されている



日本からの輸入について:

- 大手卸売業者: 日本側メーカー・商社から直接輸入するケースが多い
- 中小卸売業者: 直接輸入するケースと、輸入代行業者を通じて輸入するケースがある
- 小売業者: 日本製品専門店など、小売を主要事業とするが、輸入も行う業者もある (取扱数量が少ない場合、輸入コスト節約のため、卸売業者を通じて仕入れる)

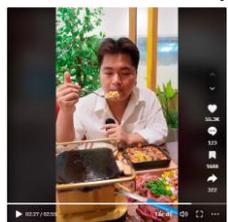
ベトナム国内での卸・小売について:

- 卸売業者によって輸入された日本食品・食材は、中間卸業者・小売業者ネットワークを通じて流通する (日本から輸入された食品・食材の主な消費地は大都市ということもあり、中間卸業者が2次・3次と複数介しているケースは少ない)
- ベトナムでは、生鮮食品市場、個人経営食料品店等の伝統的流通チャネルの存在感も大きいですが、日本からの輸入品を含め、価格(付加価値)の高い外国商品は、主にモダンチャネルで販売されている
- 飲食店は、卸売業者あるいは中間卸業者から食品・食材を仕入れるケースが一般的であり、直接輸入を行う事業者も一部あるが少ない

【3.流通構造】 外食関連のマーケティング・PR

ユーザー数の多いSNSや自社ウェブサイト等、オンライン・プラットフォーム上でのマーケティング・PRが活発に行われている
特に、ベトナムでは口コミが重視されることから、インフルエンサー・マーケティングが最近のトレンドの1つとなっている

PR事例

オフライン・チャネル*1			オンライン・チャネル		
プロモーション・キャンペーン	ブランド広告	屋外広告	SNS公式ページ	KOL/ インフルエンサー	ウェブサイト/ブログ/ メール広告
<ul style="list-style-type: none"> Let's sushi: 2024年10月、サイドメニュー無料/次回使える10万VND割引券配布キャンペーンを実施 	<ul style="list-style-type: none"> Sushi Tei: 様々な場所に店舗ロゴを表示 	<ul style="list-style-type: none"> Tokyo Deli: 開店キャンペーンとして15%割引ということを屋外バナーで宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> Tokyo Deli: オンラインにてクイズキャンペーンを広告(新商品の名称を当てると割引券を贈呈) 	<ul style="list-style-type: none"> 新しいトレンド: Tiktok上でマイクロインフルエンサーがショートレビュー Ushimania: Hai Dang氏(190万人のフォロワーを抱えるインフルエンサー) 	<ul style="list-style-type: none"> iSushi: レビューサイトJamja上に記事掲載 <p>• Giờ mở cửa: 10:30 - 22:00 • Giá khoảng: 200.000đ - 500.000đ</p>  <p>iSushi là tên chuỗi nhà hàng buffet nổi tiếng thuộc tập đoàn Golden Gate như một điểm nhấn nổi bật của xứ Phù Tang giữa thành phố. Tại đây bạn sẽ được thưởng thức vô vàn món ăn ngon mà tổng cộng sẽ dễ mất kén chiêm ngưỡng "vẻ đẹp" của các món ăn Nhật được các đầu bếp dày dầy công trang trí.</p>

効果的な広告

- メディア(媒体): 広く利用され、実用的で、シンプルなものオンライン、オフライン組み合わせて利用(上記6媒体等)
- 外観: 見やすく、魅力的(ファストフードでは明るい色、高級飲食店では暗い色といった対象顧客/製品種類に合わせ構成され、色彩バランスもよく、食欲をそそるイメージ等)
- 内容: 内容(食品・飲食店特性等)がしっかり表現されている、露出・表示時間が長すぎない、クリエイティブで斬新
- 消費者行動^[i]:
ベトナムでは口コミが最も購買に影響を与える要素となっていることもあり、インフルエンサー・マーケティングが有効性の高いマーケティングだと認識されている
オンライン購買習慣を持つ消費者に対するアンケート調査の結果では、77%が「インフルエンサーがオススメする商品を買ったことがある」と回答している

*1: テレビコマーシャルはベトナムでは他のチャネルと比較してあまり一般的ではなく機能性食品・健康食品等の限られた商品分野でよく利用されている(例: ツバメの巣、蜂蜜、高麗人参製品など)

出所: [i] INSG「Influencer Marketing in Vietnam in 2023 - Key Trends & Insights」

【4.日本食品の取扱事業者】 輸入・卸売業者 1/5

主要な輸入・卸売業者の例を以下に挙げる

大手輸入・卸売業者の中には、小売も行う事業者もある

No.	事業者名	本社所在地	事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)	連絡先	主要取扱商品										
					米	野菜・果物	肉	水産品	缶詰	乳製品	菓子	食品 インスタント	調味料	飲料	
1	PHAN THANH AKURUHI CO.,LTD	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本から食品・食材、日用品、化粧品を中心に輸入・販売 主要販売先: スーパーマーケット、ホテル等 小売店舗も展開(スーパーマーケット形態でハノイ、ダナン、ホーチミンに計5店舗) 	(+84) 28 3823 2300 (+84) 903 941 522 contact@akuruhi.com	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	SIM BA TRADING JSC	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本から食品・食材、飲料を中心に輸入・販売 主要販売先: 飲食店、ホテル、スーパーマーケット等 自社オンラインサイトで小売販売も実施 	info@simba.com.vn	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	VIETNAM YAMATO IMPORT EXPORT SERVICES TRADING CO.,LTD	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本から食品・食材、菓子、化粧品、ヘルスケア製品(サプリ等)を中心に輸入・販売 主要販売先: 一般消費者 ミニマート形態でホーチミンに小売店舗1店展開(店舗ブランド名: Moshi Moshi)。自社オンラインサイトでも販売 	(+84) 902 515 699 (+84) 909 245 123 moshivietnam@gmail.com	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	NAKAYAMA FOODS CO.,LTD	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本・その他の国(欧州、インドネシア等)から水産品、豆製品、調味料・ソース等を中心に輸入・販売 主要販売先: 中間卸・小売業者等 	info@nakayama-foods.vn		○		○						○	
5	TINH HOA TOAN CAU FOOD JSC	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本・その他の国から日本酒、ワイン等のアルコール飲料を中心に輸入・販売 主要販売先: 飲食店、ホテル、食品販売店等 	(+84) 932 796 388 nfo@gourmetfood.com.vn											○
6	SHOKUREN VIETNAM MANUFACTURING TRADING SERVICE CO.,LTD	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本から米を中心に輸入・販売 主要販売先: スーパーマーケット、飲食店等 	(+84) 28 7300 0079 (+84) 977 193 837 info@shokuren-vn.com	○									○	

【4.日本食品の取扱事業者】 輸入・卸売業者 2/5

No.	事業者名	本社所在地	事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)	連絡先	主要取扱商品										
					米	野菜・果物	肉	水産品	缶詰	乳製品	菓子	インスタント食品	調味料	飲料	
7	HSC39 TRADING & IMPORT EXPORT JSC	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本から食品、日用品を中心に輸入・販売 主要販売先: 一般消費者 ミニマート形態で全国に小売店舗150店超展開 (店舗ブランド名: KONNI39) 	(+84) 938 751 515								○	○	○	○
8	AMISU CO.,LTD	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 韓国、タイ、日本から食品、菓子、氷菓子を中心に輸入・販売 主要販売先: 食料品店 	(+84) 986 839 981 amisu.exim@gmail.com								○	○	○	
9	BACH LINH CO., LTD	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 欧州、日本、台湾、香港、中国の有名ブランドの菓子を中心に輸入・販売 主要販売先: 中間卸・小売業者 ハノイ、ホーチミンに主に業者向けのショールーム4店舗 	(+84) 972 150 494 bachlinh.ltd@gmail.com								○		○	○
10	DONG TAY FOOD JSC	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 中国、タイ、日本から食材(冷凍魚介類、肉)を中心に輸入・販売 主要販売先: ホテル、飲食店 	CEO – Mr Quang (+84) 911 053 888 dongtayfoods.jsc@gmail.com		○	○	○						○	
11	ECO FRUITS.,JSC	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本、韓国の有名ブランドの食品・菓子・飲料、日用品を中心に輸入・販売 主要販売先: スーパーマーケット 	(+84) 868 597 598 cskh@ecofruit.com.vn								○	○		
12	FBC INTERNATIONAL TRADING CO.,LTD	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 米国、欧州、日本等から食材、飲料を中心に輸入・販売 主要販売先: 中間卸・小売業者 および一般消費者 ミニマート形態でハノイ、ホーチミンに小売店舗17店展開。自社オンラインサイト(gofood.vn)でも販売 	(+84) 979 857 844 info@gofoodmarket.vn			○	○					○	○	○

【4.日本食品の取扱事業者】 輸入・卸売業者 3/5

No.	事業者名	本社所在地	事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)	連絡先	主要取扱商品										
					米	野菜・果物	肉	水産品	缶詰	乳製品	菓子	インスタント食品	調味料	飲料	
13	FOODSTUFF 80 TRADING INVESTMENT JSC	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: ノルウェー、米国、オーストラリア、日本等から食材(肉、魚介類中心)を中心に輸入・販売 主要販売先: ハイエンドなホテル、スーパーマーケット ミニマート形態でハノイ、ダナン、ホーチミンに小売店舗3店展開(店舗ブランド名:80FOODS)。自社オンラインサイトでも販売 	(+84) 888 918 080 contact@80foods.vn			○	○						○	
14	GENKI JAPAN HOUSE CO.,LTD	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本、ノルウェー等から食材(魚介類、肉)、調味料、日本酒を中心に輸入・販売 主要販売先: ハイエンドなホテル、飲食店 	Ms Loan – Purchasing Manager: (+84) 909 136 679 aurora@lnsseafoods.com Ms Huyèn - CEO jolie@lnsseafoods.com			○	○				○	○	○	○
15	HUONG THUY CORP.	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 欧州、日本、韓国等の有名ブランドの食品、化粧品、家電を中心に輸入・販売 主要販売先: 中間卸・小売業者 	(+84) 283 620 9955 info@huongthuy.com.vn							○	○	○	○	○
16	KATO SANGYO VIETNAM CO.,LTD	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本から食品、飲料、菓子を中心に輸入・販売 主要販売先: スーパーマーケット、コンビニ、飲食店 	(+84) 283 840 8518 ksv@katosangyo.com.vn								○	○	○	○
17	KOME88 CO.,LTD	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本、米国、オーストラリア、ノルウェーから食材(肉、魚介類等)を中心に輸入・販売 主要販売先: 一般消費者 ミニマート形態でホーチミンに小売店舗1店展開(店舗ブランド名:Kome88)。自社オンラインサイトでも販売 	(+84) 981 716 800 marketing@kome88.com.vn		○	○	○					○	○	○

【4.日本食品の取扱事業者】 輸入・卸売業者 5/5

No.	事業者名	本社所在地	事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)	連絡先	主要取扱商品											
					米	野菜・果物	肉	水産品	缶詰	乳製品	菓子	インスタント食品	調味料	飲料		
23	THIEN VUONG FOODS JSC	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 様々な国から食材(肉、ジャガイモ)、乳製品を中心に輸入・販売 主要販売先: 飲食店、ホテル ミニマート形態でハノイに小売店舗1店展開(販売ブランド名: ACE FOODS)。自社オンラインサイトでも販売 	(+84) 986 598 899 info@acefoods.vn		○	○				○					
24	THIENLINH FSC CO.,LTD	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 欧州、日本等からアルコール飲料を中心に輸入・販売 主要販売先: 一般消費者 	(+84) 912 009 916 marketing.thienlinh@gmail.com								○				○
25	TRANS PACIFIC PARTNERS IMPORT EXPORT COMPANY LIMITED	ダナン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 日本から菓子、飲料を中心に輸入・販売 主要販売先: 中間卸・小売業者 ECサイト(Shopee、Tiki、Lazada)でも販売 	(+84) 978 970 624 info@tpp-imex.vn								○		○		○
26	UY VU INVESTMENT TRADING SERVICES COMPANY LIMITED	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 様々な国から果物、菓子、飲料を中心に輸入・販売 主要販売先: 事業者、一般消費者(贈答品としての販売にも注力) ミニマート形態でホーチミンに小売店舗3店展開(店舗ブランド名: VITAMIN HOUSE)。自社オンラインサイトでも販売 	(+84) 961 356 668 lienhe@vitaminhouse.vn		○					○	○	○			○
27	VKVICTORY VIETNAM COMPANY LIMITED	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業: 欧州、チリ、日本、韓国からアルコール飲料を中心に輸入・販売 主要販売先: 事業者、一般消費者(贈答品としての販売にも注力) ミニマート形態でハノイに小売店舗1店展開(店舗ブランド名: UNIQUE WINE)。自社オンラインサイトでも販売 	(+84) 919 542 574 uniquewine@gmail.com												○

【4.日本食品の取扱事業者】小売業者 1/3

日本食品・食材が取り扱われている主要な小売店は、日本資本の小売店(スーパー、コンビニ)、高級雑貨店、日本製品専門店となる主要な小売店舗の例を以下に挙げる (特に高級雑貨店、日本製品専門店は他にも多く存在する)

No.	種別	店舗ブランド名	本社所在地	国*1	店舗		事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)
					店数	主要展開地域	
1	スーパーマーケット	Aeon MaxValue (AEON Vietnam CO., LTD)	ホーチミン	日本	31	北部/ 中部/ 南部	<ul style="list-style-type: none"> 2011年、ホーチミンにて設立 AEON Mall(大型ショッピングモール)内および路面店形式にて国内主要都市を中心に店舗展開(スーパーマーケット形態) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品・食材、日用品、ヘルスケア製品、化粧品、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 飲料、菓子、加工食品、冷蔵・冷凍食品等多数
2		Fuji Mart (FujiMart Vietnam Retail CO.,LTD)	ハノイ	日本 (合併)	15	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 2018年、BRGグループ、住友商事社との協力でハノイにて第1号店を開業 28年までに新たに50店舗を全国に展開することを目標として、2022年に両社間で合弁契約を締結(スーパーマーケット形態) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品・食材、日用品、ヘルスケア製品、化粧品、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 冷蔵・冷凍食品、飲料、菓子、インスタント食品、調味料等多数
3		TOMIBUN (TOMIBUN VIETNAM CO., LTD)	ハノイ	日本	5	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 2019年、富分社(千葉県でスーパーマーケット4店舗、飲食店2店舗を展開)が、ハノイにて第1号店を開業(スーパーマーケットおよびミニマート形態) 主要対象顧客: 消費者全般(店舗の多くは在留邦人が多い場所に立地し、日本人利用者も多い) 取扱商品: 食品・食材、日用品、化粧品等 日本食品・食材の取扱: 飲料、菓子、インスタント食品、調味料等多数
4		ANNAM GOURMET (Gourmet Distribution CO., LTD)	ホーチミン	フランス	14	ホーチミン、 ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> 2022年、ホーチミンにてフランス系ベトナム人により操業開始(スーパーマーケット形態) 主要対象顧客: 消費者全般(特にハイエンド商品を求める層) 取扱商品: 高品質な輸入食品・食材、ヘルスケア製品、化粧品、ペットフード、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: ソース・調味料、包装食品、缶詰、米、菓子、アルコール飲料、インスタント食品等

*1: 創業者・出資者の国籍や親会社の所在地等の情報により判断して記載

出所: 各事業者運営のウェブサイト・SNS等を基にして作成(2024年10月)

【4.日本食品の取扱事業者】小売業者 2/3

No.	種別	店舗ブランド名	本社所在地	国*1	店舗		事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)
					店数	主要展開地域	
5	その他の小売形態	RIBETO Gyomu Japan (RIBETO GROUP.,JSC)	ハノイ	日本	14	北部/ 中部/ 南部	<ul style="list-style-type: none"> 2020年、ハノイにて設立 路面店形式にて国内主要都市を中心に店舗展開(スーパーマーケットおよびミニマート形態) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品・食材、化粧品、ヘルスクア製品、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 菓子、冷蔵・冷凍食品、インスタント食品、調味料等多数
6		DAISO JAPAN (DAISO (VIETNAM) CO.,LTD)	ホーチミン	日本	16	ハノイ、 ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 2009年、ハノイにて第1号店を開業 AEON Mall等のショッピングモール内のテナント形態にて国内主要都市を中心に店舗展開(多くの商品を均一4万VNDで販売) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品、ヘルスクア・美容製品、文房具、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 菓子、飲料等
7	コンビニ	Family mart (VIET NAM FAMILY CVS CO.,LTD)	ホーチミン	日本	158	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 2013年、ホーチミンにて第1号店を開業 路面店形式にてホーチミンを中心に店舗展開(コンビニ形態) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品、飲料、菓子、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 日本ブランド製品の取り扱いはあるが輸入品は少ない
8		7 ELEVEN (SEVEN SYSTEM VIET NAM JSC)	ホーチミン	日本	~120	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 2017年、ホーチミンにて第1号店を開業 路面店形式にてホーチミンを中心に店舗展開(コンビニ形態) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品、飲料、菓子、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 日本ブランド製品の取り扱いはあるが輸入品は少ない
9		MINI STOP (MINISTOP VIETNAM CO.,LTD)	ホーチミン	日本	183	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 2015年、ホーチミンにて第1号店を開業 路面店形式にてホーチミンを中心に店舗展開(コンビニ形態) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品、飲料、菓子、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 日本ブランド製品の取り扱いはあるが輸入品は少ない

*1: 創業者・出資者の国籍や親会社の所在地等の情報により判断して記載

出所: 各事業者運営のウェブサイト・SNS等を基にして作成(2024年10月)

【4.日本食品の取扱事業者】小売業者 3/3

No.	種別	店舗ブランド名	本社所在地	国*1	店舗		事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)
					店数	主要展開地域	
10	日本製品専門店	AKURUHI (Phan Thanh Akuruhi Co.,LTD)	ホーチミン	ベトナム	5	北部/ 中部/ 南部	<ul style="list-style-type: none"> 1998年、ホーチミンにて第1号店を開業 路面店形式にてホーチミンを中心に店舗展開(スーパーマーケット形態) AKURUHIグループにて、日本食レストランも展開(SUSHI WORLD7店、KOKUGYU3店) 主要対象顧客: 消費者全般(店舗の多くは在留邦人が多い場所に立地し、日本人利用者も多い) 取扱商品: 食品・食材、日用品、ヘルスクエア製品、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 米、食品・食材、インスタント食品、調味料等多数
11		Hachi Hachi (Viet Ha Chi Co.,LTD)	ホーチミン	ベトナム	5	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 2007年、ホーチミンにて第1号店を開業。路面店形式にてホーチミンに店舗展開(ミニマート形態) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品、ヘルスクエア製品、化粧品、家庭用品、アパレル品、文房具、ベビー用品等 日本食品・食材の取扱: 菓子、飲料、インスタント食品、日用品、調味料等多数
12		KONNI39 (HSC Smart Retail Vietnam JSC)	ホーチミン	ベトナム	>100	北部/ 中部/ 南部	<ul style="list-style-type: none"> 2016年、ホーチミンにて第1号店を開業。路面店形式にて国内主要都市を中心に店舗展開(ミニマート形態) 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品、家庭用品、アパレル品、ヘルスクエア製品、化粧品等 日本食品・食材の取扱: 菓子、飲料、調味料等多数
13		SAKUKO (SAKUKO Vietnam Retail Co.,LTD)	ハノイ	ベトナム	37	北部/ 中部	<ul style="list-style-type: none"> 2011年、日本製のベビー用品の卸売会社として創業、15年にハノイにて小売店舗第1号店を開業 路面店形式にてハノイを中心に小売店舗展開(ミニマート形態) 親会社であるSAKURA Groupは1987年、大阪に設立。Group傘下企業は、ハノイにてホテル3施設運営、ベトナム北部でのbeard papa(シュークリーム販売)のフランチャイズ店舗運営も実施している 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 食品、日用品、文房具、ヘルスクエア製品、化粧品、家庭用品等 日本食品・食材の取扱: 菓子、飲料、調味料、インスタント食品等多数
14		Sakura (THINH LONG GROUP JSC)	ハノイ	ベトナム	5	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> ハノイにて第1号店を開業以来、路面店形式にて北部を中心に店舗展開(ミニマート形態) 取扱商品の6割が日本製品、残り4割は韓国、中国、タイ、ポーランド等の商品 主要対象顧客: 消費者全般 取扱商品: 化粧品、家庭用品、ベビー用品、ヘルスクエア製品等 日本食品・食材の取扱: 菓子、飲料、調味料、インスタント食品等多数
15		Japana (Japana Vietnam JSC)	ホーチミン	ベトナム	1	ホーチミン	<ul style="list-style-type: none"> 2017年、オンラインチャネル(ECプラットフォーム、ウェブサイト、自社運営のショッピングアプリ)を通じた日本のヘルスクエア製品(サプリ等)を中心とした小売事業を開始。20年に小売店舗1店を設立 取扱商品: ヘルスクエア製品(サプリ等)、化粧品等

*1: 創業者・出資者の国籍や親会社の所在地等の情報により判断して記載

出所: 各事業者運営のウェブサイト・SNS等を基にして作成(2024年10月)

【4.日本食品の取扱事業者】日本食レストラン 1/4

ベトナム大手飲食チェーンは日本食店舗ブランドを複数展開している。多くは一般消費者(中間層)を顧客対象としているため、価格の高い輸入食品・食材の利用は多くはないが、日本の調味料、高級メニュー等、輸入食品・食材が一部利用されているケースがある

No.	種別	店舗ブランド名*1	事業者名	主要メニュー	店舗数	展開地域	商品価格帯*2 (千VND)	事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)
1	▶ベトナム大手飲食チェーン運営の日本食レストラン	isushi (自社ブランド)	Golden gate	寿司	27	ハノイ、ホーチミン、その他	20 ~ 649 (122 ~ 3,957円)	<ul style="list-style-type: none"> 運営店舗ブランド数は40超、全国42省・市に計500店舗超を展開するベトナム最大手飲食チェーン。ショッピングモール内のテナントおよび路面店形態を中心に多数の店舗を展開 主要対象顧客：一般消費者
2		Daruma (自社ブランド)		寿司、鍋	3	ハノイ、ホーチミン	15 ~ 839 (91 ~ 5,116円)	
3		Shogun (自社ブランド)		BBQ、居酒屋系	5	ハノイ、バクニン、ヴン	29 ~ 1,599 (177 ~ 9,750円)	
4		Chibo (FC/JV)		お好み焼、鉄板焼き	2	ハノイ	25 ~ 3,390 (152 ~ 20,671円)	
5		SUSHI KEI (自社ブランド)	Goldsun Food	寿司	8	ハノイ、ホーチミン	18 ~ 699 (110 ~ 4,262円)	<ul style="list-style-type: none"> 運営店舗ブランド数は約14、全国に計200店舗超を展開するベトナム大手飲食チェーン。ショッピングモール内のテナントおよび路面店形態を中心に多数の店舗を展開 主要対象顧客：一般消費者
6		TASAKI BBQ (自社ブランド)		BBQ	4	ハノイ、ホーチミン	15 - 1,290 (91 ~ 7,866円)	
7		Capricciosa (FC/JV)		ピザ	2	ハノイ	25,000 ~ 459,000 (152 ~ 2,799円)	

*1: FC/JV「フランチャイジーとして展開 あるいは 合併事業として展開」、*2: 最安値と最高値メニューの価格を記載(店舗ウェブサイトメニュー掲載がなかった場合、フードデリバリーアプリ上のメニュー価格を参照した)、参考として1円=164VND(2024年10月時点での為替レート)で日本円換算した金額を()内に表記

出所: 各事業者運営のウェブサイト・SNS、フードデリバリーアプリに掲載された情報を基にして作成(2024年10月)

【4.日本食品の取扱事業者】日本食レストラン 2/4

複数店舗ブランドを展開する飲食チェーンのうち、日本企業との提携を積極的に進めている事業者もある

No.	種別	店舗ブランド名*1	事業者名	主要メニュー	店舗数	展開地域	商品価格帯*2 (千VND)	事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)
8	▶ベトナム大手飲食チェーン運営の日本食レストラン	Tenku (自社ブランド)	V Lotus Holdings	懐石、バー	1	ホーチミン	120 ~ 2,700 (732 ~ 16,463円)	<ul style="list-style-type: none"> 運営店舗ブランド数は8超、計30店舗超を展開 特に日本飲食店のFC/JV展開を複数実施 自社ブランド飲食店は、市内中心部に立地し、ハイエンド価格帯となる 親会社であるLotus Food Groupは食品製造・流通、消費財の輸入・流通、小売事業も手掛けており、各事業において、日本企業との連携を多く実施 同社社長のLe Van May氏は23年末に「日本食普及の親善大使(農林水産省)」に任命されている
9		Ussina (自社ブランド)		牛肉	1	ホーチミン	80 ~ 5,790 (488 ~ 35,305円)	
10		Chiyoda Sushi (FC/JV)		寿司	2	ホーチミン	31 ~ 1,650 (189 ~ 10,061円)	
11		Marukame Udon (FC/JV)		うどん	17	ハノイ、ハイフォン、フエ、ビンズン、ホーチミン	13 ~ 139 (79 ~ 848円)	
12		Yoshinoya (FC/JV)		牛丼	3	ホーチミン	14 ~ 235 (85 ~ 1,433円)	
13		Coco Ichibanya (FC/JV)		カレー	6	ハノイ、ホーチミン	16 - 154 (98 ~ 939円)	

*1: FC/JV「フランチャイジーとして展開 あるいは 合併事業として展開」、*2: 最安値と最高値メニューの価格を記載(店舗ウェブサイトメニュー掲載がなかった場合、フードデリバリーアプリ上のメニュー価格を参照した)、参考として1円=164VND(2024年10月時点での為替レート)で日本円換算した金額を()内に表記

出所: 各事業者運営のウェブサイト・SNS、フードデリバリーアプリに掲載された情報を基にして作成(2024年10月)

【4.日本食品の取扱事業者】日本食レストラン 3/4

日本食レストランを複数店舗展開している事業者も多く存在する

中間層にターゲットした価格帯の飲食店が大多数を占めるが、より価格設定が高い高級日本食レストランも一定数ある

No.	種別	店舗ブランド名*1	事業者名	主要メニュー	店舗数	展開地域	商品価格帯*2 (千VND)	事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)
14	☑ 複数店舗展開の日本食レストラン	PIZZA 4P's *3	4P's Holdings PTE.LTD	ピザ	34	ハノイ、ハイフォン、ダナン、ビンズン、ニャチャン、ホーチミン	79 ~ 334 (482 ~ 2,037円)	<ul style="list-style-type: none"> 2011年、日本人創業者がホーチミンにて第1号店を開業 ショッピングモール内のテナントおよび路面店形態を中心に全国に多数の店舗を展開
15		Tokyo Deli	TVN Co.,Ltd (オカムラ食品工業と協業)	和食	15	ハノイ、ホーチミン	15 ~ 429 (91 ~ 2,616円)	<ul style="list-style-type: none"> 2007年、ホーチミンにて第1号店を開業 路面店形態、ホーチミンを中心に店舗を展開
16		Sushi Hokkaido Sachi	Takahiro Corporation	寿司	14	ハノイ、ホーチミン	29 ~ 835 (177 ~ 5,091円)	<ul style="list-style-type: none"> 2013年、ホーチミンにて創業 ショッピングモール内のテナントおよび路面店形態、ホーチミンを中心に店舗を展開
17		Urae Tei Pho Dinh	Pho Dinh Co.,Ltd	BBQ	12	ダナン、ビンズン、ビエンホア、ホーチミン	22 ~ 3,800 (134 ~ 23,171円)	<ul style="list-style-type: none"> 2003年、大阪で焼肉店を運営した日本人創業者がホーチミンにて第1号店を開業 路面店形態およびホーチミンを中心に店舗を展開 その他の店舗ブランドも展開: Sushi Uraetei(2店), Sumibi Yaki Don(1店), P'MEE(1店), The 70M(1店), Homie Eat(1店)

*1: FC/JV「フランチャイジーとして展開 あるいは 合併事業として展開」、*2: 最安値と最高値メニューの価格を記載(店舗ウェブサイトメニュー掲載がなかった場合、フードデリバリーアプリ上のメニュー価格を参照した)、参考として1円=164VND(2024年10月時点での為替レート)で日本円換算した金額を()内に表記、*3: 主要メニューはピザであり日本食と異なるが、日本人創業で展開店舗数が多いため掲載

出所: 各事業者運営のウェブサイト・SNS、フードデリバリーアプリに掲載された情報を基にして作成(2024年10月)

【4.日本食品の取扱事業者】日本食レストラン 4/4

No.	種別	店舗ブランド名*1	事業者名	主要メニュー	店舗数	展開地域	商品価格帯*2 (千VND)	事業概要 (各事業者ウェブサイトを基に記載)
18	☐ 複数店舗展開の日本食レストラン	Hatoyama	Viet Nhat Food JSC	和食	8	ハノイ、ハイフォン、クアンニン	69 ~ 4,485 (421 ~ 27,348円)	<ul style="list-style-type: none"> 2017年、ハノイにて第1号店を開業 路面店形態を中心にハノイにて店舗を展開
19		Yen Sushi & Sake Pub	N/A	寿司	7	ホーチミン	50 ~ 1,998 (305 ~ 12,183円)	<ul style="list-style-type: none"> 2016年、ホーチミンにて第1号店を開業 路面店形態を中心にホーチミンにて店舗を展開
20		Sushibar	Sushibar Gia Linh Co.,Ltd	寿司	5	ハノイ	44 - 1,999 (268 ~ 12,189円)	<ul style="list-style-type: none"> 2007年、ハノイにて第1号店を開業 路面店形態を中心にハノイにて店舗を展開
21		Sushi Masa	Liber Trading Service Co.,LTD	寿司	4	ホーチミン、ビンディン	15 ~ 1,190 (91 ~ 7,256円)	<ul style="list-style-type: none"> 2015年、ホーチミンにて第1号店を開業 路面店形態でホーチミンを中心に店舗を展開
22		Kobe Teppanyaki	Mai Xa Trading Service JSC	鉄板焼き	2	ホーチミン	100 ~ 2,680 (610 ~ 16,341円)	<ul style="list-style-type: none"> 2012年、ホーチミンにて第1号店を開業 路面店形態でホーチミンに店舗を展開 その他の店舗ブランドも展開: Kobe Bistro by Chef David Thai(1店)
*	その他	<p>その他に、店舗数は1-2店舗程度と少ないものの、より価格設定が高い日本食レストランが存在するため、以下に例示する（一部、輸入品の利用が想定される）</p> <ul style="list-style-type: none"> C. 高所得者層にターゲットした高級日本食レストラン（Ex. Sushi REI（寿司）、Kasen（和食）） D. 日本人(個人)経営の特に在留邦人にターゲットした日本食レストラン(特に日本人通りと言われる在留邦人が多い場所に立地。Hanoi: Kim Ma通り, Linh Lang通り, HCMC: Le Thanh Tong通り, Thai Van Lung通り ※在留邦人にターゲットしているため、「ハノイ 和食」というように日本語で検索すれば多数の飲食店を探すことができる) 						

*1: FC/JV「フランチャイジーとして展開 あるいは 合併事業として展開」、*2: 最安値と最高値メニューの価格を記載(店舗ウェブサイトメニュー掲載がなかった場合、フードデリバリーアプリ上のメニュー価格を参照した)、参考として1円=164VND(2024年10月時点での為替レート)で日本円換算した金額を()内に表記

出所: 各事業者運営のウェブサイト・SNS、フードデリバリーアプリに掲載された情報を基にして作成(2024年10月)

【4.日本食品の取扱事業者】 日系物流会社 1/3

No	事業者名	本社所在地	連絡先情報 (許諾の取れた連絡先情報を記載)	担当者名 (対応言語)	提供可能サービス								温度管理				取扱可能品目							
					航空輸送	海上輸送	輸入代行	輸入通関手続き	食品関連検査	製品登録・申請	保管・倉庫管理	国内流通・配送	各種相談	その他	常温	冷蔵	冷凍	定温	生鮮食品	加工食品	飲料	調味料等	健康食品	乳製品
1	NIPPON EXPRESS VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(+84) 906-636-603 hoa.vunk@nipponexpress.com	Mr. Hoa (英、越)	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	KONOIKE VINATRANS LOGISTICS	ホーチミン市 (南部)	(+84) 906-251-725 yasuda.to@jpb.konoike.net	Mr. Yasuda (日)	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
3	SHIROGANE LOGISTICS VIETNAM	ハリアブントウ省 (南部)	(+84) 909-864-530 i-akihiko@srg.co.jp	Mr. Iochi (日、英)	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○
4	"K" LINE LOGISTICS VIETNAM	ハノイ市 (北部)	(+84) 915-553-903 ikeya@vn.klinelogistics.com	Mr. Ikeya (日、英)	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○
5	YUSEN LOGISTICS VIETNAM	ハノイ市 (北部)	(+84) 914-670-799 huong.nguyen.02@vn.yusen-logistics.com	Ms. Huong (英)	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
6	TATSUMI VIETNAM	ハノイ市 (北部)	(+84) 948-810-824 tfujimoto@tatsumivietnam.com	Mr. Fujimoto (日、英)	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
7	JUPITER PACIFIC FORWARDING	ホーチミン市 (南部)	(+84) 976-989-477 hiroshi.matsumoto@jupiterlogistics.group	Mr. Matsumoto (日)	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
8	MLC ITL LOGISTICS	ホーチミン市 (南部)	(+84) 28-7305-4688 (9053) ogawa@mlc-itl.com	Ms. Ogawa (日、英)	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
9	SUMITOMO WAREHOUSE VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(+84) 902-456-392 morishita.masashi@sumisovn.com	Mr. Morishita (日、英)	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
10	SG SAGAWA VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(+84) 909-007-928 m_yamato@sg-global.com	Mr. Yamato (日、英)	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○

【4.日本食品の取扱事業者】 日系物流会社 2/3

No	事業者名	本社所在地	連絡先情報 (許諾の取れた連絡先情報を記載)	担当者名 (対応言語)	提供可能サービス								温度管理				取扱可能品目							
					航空輸送	海上輸送	輸入代行	輸入通関手続き	食品関連検査	製品登録・申請	保管・倉庫管理	国内流通・配送	各種相談	その他	常温	冷蔵	冷凍	定温	生鮮食品	加工食品	飲料	調味料等	健康食品	乳製品
11	TSUKISHIMA SOKO VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(+84) 356-002-068 nguyengiang@tsukiso-vn.com	Ms. Giang (英)	○	○	○	○	○	○	◎	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	LOGISTEED VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(非公開)	N/A		◎	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	HANKYU HANSHIN EXPRESS VIETNAM	ハノイ市 (北部)	(非公開)	N/A		◎	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	AITC LOGISTICS VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(+84) 936-519-089 n.kosuke@aitclogi.com.vn	Mr. Nakada (日、英)	○	◎		○	○	○	○	○	○				○		◎	○	○	○	○	○
15	MITSUI-SOKO VIETNAM	ハイフォン市 (北部)	(+84) 963-461-933 ngochung@mitsuisokovietnam.com	Mr. Hung (英)	○	○		○	○		◎	○			○	○	○	○						◎
16	DRAGON LOGISTICS	ホーチミン市 (南部)	(+84) 902-235-204 hideyuki.tagami@draco.com.vn	Mr. Tagami (日、英)	○	○		◎	○	○	○	○			○			◎	○	○	○	○	○	○
17	JAS VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(非公開)	N/A		◎	○		○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	CLK COLD STORAGE	ビンズオン省 (南部)	(+84) 908-367-580 shiratori.takahisa@clk-cs.vn	Mr. Shiratori (日、英)							◎	○			○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○
19	KAMIGUMI VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(+84) 972-988-170 suzuki@kamigumi.com.vn	Mr. Suzuki (日、英)	○			◎	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
20	FUJITRANS VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(非公開)	N/A		◎		○	○	○	○	○			○			◎		○	○	○	○	○

【4.日本食品の取扱事業者】 日系物流会社 3/3

No	事業者名	本社所在地	連絡先情報 (許諾の取れた連絡先情報を記載)	担当者名 (対応言語)	提供可能サービス							温度管理				取扱可能品目								
					航空輸送	海上輸送	輸入代行	輸入通関手続き	食品関連検査	製品登録・申請	保管・倉庫管理	国内流通・配送	各種相談	その他	常温	冷蔵	冷凍	定温	生鮮食品	加工食品	飲料	調味料等	健康食品	乳製品
21	NICHIREI TBA LOGISTICS VIETNAM	ロンアン省 (南部)	(+84) 812-539-139 tachikawat@nichirei.co.jp	Mr. Tachikawa (日、英)							◎	○		○	○	○	○	◎	○	○			○	○
22	YURA KAIUN VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(+84) 968-074-727 tomoya-masuda@yurakaiun.co.jp	Mr. Masuda (日、英)	○	○		◎			○	○	○		○			○	◎	○	○			
23	NEW LAND VIETNAM JAPAN LONG AN	ロンアン省 (南部)	(+84) 909-339-994 chau.dang@newlandvjla.com	Mr. Chau (日、英)							◎			○	○	○	○	◎	○	○		○	○	
24	TOSHIBA LOGISTICS VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(非公開)	N/A	○	○		○			◎	○			○			○	◎	○	○	○		
25	VIETNAM - JAPAN INTERNATIONAL TRANSPORT	ハイフォン市 (北部)	(非公開)	N/A	○	◎		○	○	○	○	○	○		○	○	○		◎					
26	OMORI KAISOTEN VIETNAM	ホーチミン市 (南部)	(非公開)	N/A	○	◎	○	○	○	○	○	○			○				◎					
27	MEITO VIETNAM	ビンズオン省 (南部)	(+84) 909-382-925 yamada.masaru@meitovietnam.com.vn	Mr. Yamada (日)							◎				○	○		◎	○	○			○	
28	YAMATO LOGISTICS VIETNAM	ハノイ市 (北部)	(+84) 938-098-378 kimchi@yamatovn.com.vn	Ms. Chi (英)	◎	○	○	○			○						○		◎					
29	THE REPRESENTATIVE OFFICE OF FUKUYAMA TRANSPORTING	ホーチミン市 (南部)	(非公開)	N/A	○	◎		○			○	○			○							◎		
30	OVERSEAS MERCHANDISE INSPECTION	ホーチミン市 (南部)	(+84) 903-845-510 gm.vn@omicnet.com	Mr. Tanaka (日、英)										○										○

【5.法規】 輸入関連の法規制 1/4

まず、ベトナムへ輸出したい食品が「輸入許可が必要な物品」、「専門検査の対象品」に該当するかの確認が必要。多くの食品が専門検査の対象品となっており、該当する場合、専門検査の手続きを進めなければならない

■ 輸入品の分類および関連する輸入手続き

内容		参照関連法規*1	
品目	説明		
禁制品	<ul style="list-style-type: none"> 概要: ベトナムで輸入が禁止されている物品 (食品については該当物品なし) 	<ul style="list-style-type: none"> Appendix I, Decree 69/2018/ND-CP 	
輸入許可が必要な物品	<p>特定の食品については、管轄当局から輸入許可が必要な場合がある (主要品目例: 関税割当が設定されている品目(卵、砂糖、塩)、ベトナムへの貿易が許可された活水生動物リスト(Circular 01/2024/TT-BNNPTNTセクション6のリスト)内に記載されていない活水生動物) 対象となる食品が比較的少ないため、本資料では省略</p>	-	
専門検査の対象品	<ul style="list-style-type: none"> 概要: 販売目的での食品の場合、基本的に専門検査の対象品となる。専門検査は以下の2種類があり、品目を分け各関連当局が検査責任者となっている a. 食品衛生・安全検査 (管轄: 保健省、商工省、農業農村開発省。以下、対象となる食品の例となる) 	法規・規定: <ul style="list-style-type: none"> Decree 69/2018/ND-CP 物品リスト: <ul style="list-style-type: none"> Appendix II (MOH), III (MARD), IV (MOIT) Decree 15/2018/ND-CP Circular 28/2021/TT-BYT (MOH) (2024年11月2日に失効し、同日以降はCircular 15/2024/TT-BYTに置き換えられる) Circular 01/2024/TT-BNNPTNT Decision 1182/2021/QD-BCT (MOIT) 	
	保健省(MOH)		栄養補助食品
	商工省(MOIT)		アルコール飲料含む飲料、加工乳、植物油、小麦粉・でんぷん粉、ベーカリー商品・菓子・ジャム
	農業農村開発省(MARD)		穀物、肉・肉加工品、水産品・水産加工品、野菜・果物、卵・卵製品、生乳、塩、調味料、砂糖、茶・コーヒー・ココア・胡椒・カシューナッツ、その他の農産品(種子、植物由来品、ツバメの巣など)
	b. 植物検疫*2		<ul style="list-style-type: none"> 唐、農業農村開発省、以下、対象となる食品の例となる) 未加工あるいは一次加工済みであっても病害虫が付着する可能性がある物品
動物検疫	<ul style="list-style-type: none"> 水産品: 生あるいは冷蔵/冷凍の水産品、包装済みの水産品 ※ 加工済み水産品(加熱、乾燥、燻製、塩漬け、発酵等)は対象とならない 肉製品: 生あるいは冷蔵/冷凍の肉製品、加工肉製品(ソーセージ、ハム、ジャーキー等も対象となる) 		
<ul style="list-style-type: none"> 手続き: 関連当局発行の物品リストを参照し、当該物品の対象検査が1種類のみか、複数の検査が必要か確認し、検査申請を行う 			

補足説明: 日本側での加工/製造施設の事前登録について

- 加えて、以下の物品については、輸出者が日本側で加工/製造施設の事前登録を済ませなければならない点に留意
- 果物: 生産園地・選果こん包施設・保管施設を事前に登録しなければならない (日本の植物防疫所に対して申請可能)
 - 水産物(加工品含む、活水生動物除く): 最終加工施設を事前に登録しなければならない (施設所在の都道府県の管轄部局に対して申請可能)
 - 食肉(鳥肉・牛肉・豚肉): 製造施設について「ベトナム向け輸出食肉取扱施設」として事前に認定されていなければならない (同上)

*1 .各関連当局が発行している物品リストにより当該品目が対象となっているか確認が可能; *2.植物検疫に関して、日本からの病害虫リスク分析に関する検疫条件がベトナム側で規定されていないため、果物・野菜の大多数が日本から輸出できない点に留意

【5.法規】 輸入関連の法規制 2/4

当該物品がどの検査の対象となっているか確認した後、輸入・流通に際して、加えて、以下のような成分、包装・容器、商品ラベル等に関する法規・規定に適合(準拠)していることを確認する必要がある

■ 事前準備: 関連法規への適合(準拠)の確認

項目		概要	参照関連法規
成分 関連	残留 農薬	使用される農薬についてポジティブリスト制が採用され、農薬および食品の種類ごとにADI値(日常許容摂取値)およびMRL値(最大残留許容値)が定められている ※法令に記載されていない農薬の残留は認められていない	Circular 50/2016/TT-BYT on the maximum allowable amount of pesticides in food
	動物用 医薬品	動物用医薬品の残留についてMRL値の規制が定められている ※法令に記載されていない動物用医薬品の残留は認められていない	Circular 24/2013/TT-BYT on Maximum Allowable Veterinary Drugs in Food
	重金属	6種類(ヒ素、カドミウム、鉛、水銀、メチル水銀、スズ)について食品種類毎にMRL値(最大残留許容値)が定められている ※法令に記載されていない重金属の含有は認められていない	QCVN 8-2:2011/BYT on the maximum residue levels for heavy metals in food
	食品 添加物	使用可能な食品添加物リストおよび使用対象食品ごとにおけるその最大許容値(ML値)が定められている ※ポジティブリスト形式で規定されており同リストに記載のない食品添加物の使用・販売・輸出入は認められていない	Circular 24/2019/TT-BYT Circular 17/2023/TT-BYT
	その他	- 有毒菌類: 国家規格QCVN8-1:2011/BYTにおいて食品中にある有毒菌類の最大残留基準値が定められている - 微生物: 国家規格QCVN8-3:2012/BYTにおいて食品中にある微生物の最大残留基準値が定められている - 食品の製造助剤: 保健省決定46/2007/QD-BYTの第7章において食品中に含まれる生物的・化学的汚染の最大許容量、国家規格QCVN18-1:2015/BYTにおいて溶媒である製造助剤許容値が定められている	
包装・容器	輸出食品の包装および容器は規定された国家技術規格の品質基準に合致することが求められる ※合成樹脂、ゴム、金属それぞれの材料により安全衛生の国家技術規格が異なるため注意する必要がある また、販売開始前に必要となる製品自己公表の書類に包装・容器の仕様について記載しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> • Food Safety Law • Circular 34/2011/TT-BYT • Circular 35/2015/TT-BYT 	
商品ラベル*1	食品の種類ごとに、商品名、商品に責任を持つ組織あるいは個人の名称とその所在地、原産地、数量(内容量)、製造年月日、消費期限、構成成分または分量、衛生安全性に関する情報・警告、使用方法といった表示義務項目が定められている ※ラベルはベトナム語による表記が義務付けられており、必要に応じて商品あるいは包装に追加ラベルを貼付する	<ul style="list-style-type: none"> • Decree 43/2017/ND-CP • Decree 15/2018/ND-CP • Decree 111/2021/ND-CP 	

*1.本頁ではベトナムで販売する前に要求される商品ラベルの規定について説明している。そのため、輸入後に本規定に準拠したラベルを準備し貼付してもよい。ただし、「ベトナムに輸入される商品の元ラベルには、通関手続きを行う際に外国語あるいはベトナム語で、商品名、原産地、輸出国側における商品に責任を負う組織あるいは個人の名称とその所在地が記載されていなければならない(ラベルに本情報の記載がない場合、出荷書類に追加文書を添付し記載しなければならない)。(Decree 111/2021/ND-CP)と規定されていることに留意

【5.法規】 輸入関連の法規制 3/4

「製品自己公表」、「製品公表登録」が必要とされる物品が規定されており、当該物品が対象であれば手続きを進めなければならない

■ 製品自己公表および製品公表登録の準備

概要		参照関連法規						
<p>「製品自己公表」、「製品公表登録」が必要とされる物品が規定されており、当該物品が対象であれば手続きを進めなければならない</p> <p>・製品自己公表: 包装された加工食品の場合、製品自己公表の登録が必要であり、概要は以下となる</p> <table border="1"> <tr> <td>必要手順</td> <td> <p>マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する</p> <p>※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する</p> </td> </tr> <tr> <td>申請書類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 製品自己公表申請書 食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの) </td> </tr> <tr> <td>注意点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所、等を記載しなければならない 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている </td> </tr> </table>		必要手順	<p>マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する</p> <p>※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する</p>	申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 製品自己公表申請書 食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの) 	注意点	<ul style="list-style-type: none"> 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所、等を記載しなければならない 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> Law on food safety Decree 69/2018/ND-CP Decree 09/2018/ND-CP Decree 15/2018/ND-CP
必要手順	<p>マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する</p> <p>※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する</p>							
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 製品自己公表申請書 食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの) 							
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所、等を記載しなければならない 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている 							
<p>・製品公表登録: 一部の製品(例: 保健用食品、薬用栄養食品、特別な食制度用食品、36カ月齢以下の子供に使用される栄養製品など)については、保健省あるいは省・市の保健局に対して製品公表登録が義務付けられている</p> <p>補足説明: 食品安全データシート(食品安全性試験結果書)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 管轄当局により指定された試験所あるいはISO17025に準拠した試験所によって作成された食品安全データシートを準備する必要がある 本シートでは国際規定に基づくリスク管理原則に従って保健省により規定された安全指標に従うか指定する必要がある ※保健省の規定がない場合、申告者が適用する基準を明確にする 								

【5.法規】 輸入関連の法規制 4/4

専門検査の対象品は、申請を行い、管轄当局による検査を受けなければならない
 検査を経て発行される専門検査証明書は、輸入通関時に要求される必要書類の一つとなっている

■ 専門検査の申請 および 管轄当局による検査手続き

		a. 食品衛生・安全検査 (保健省・商工省・農業農村開発省の管轄)	b. 植物・動物検査 (農業農村開発省の管轄)	
			植物検査	動物検査
1. 専門検査の申請	申請方法	必要書類を物品が出入国地点に到着する前または出入国地点に到着した時、国が指定する検査機関に対して直接提出、あるいは、NSW(National Single Window: 貿易関連手続きの電子化・窓口の一本化のためのシステム)を通じて提出*1 ※上記は通常検査・厳重検査の場合であり、簡略検査の場合は税関に必要書類を提出する	必要書類を植物保護局傘下の植物検査管轄当局(農業農村開発省が9機関を指定している)に対して直接・郵便で提出あるいはNSWを通じて提出	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類を動物衛生局に対して直接・郵便・電子メール・FAXで提出あるいはNSWを通じて提出 同局は申請を処理、申請者および国境の動物検査機関に対し、電子メールあるいはNSWを通じて検査の承認・指示書を提供 申請者は検査の承認・指示書を受け取った後、物品が出入国地点に到着する前に、検査申告のための書類を国境の動物検査機関に対して直接・郵便・電子メール・FAXで提出あるいはNSWを通じて提出
	必要書類	通常検査および厳重検査の場合: <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生・安全検査申請書 製品自己公表申請書 パッキングリストのコピー 輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本(陸生・水生動物・植物の由来品の場合に必要) ※ただし、加工あるいは包装済み製品を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出国の植物検査管轄機関発行の植物検査証明書 輸入植物の植物検査許可証*2 (Circular 30/2014/TT-BNNPTNTの2条に規定されているリストに該当する場合に必要) ※植物検査および食品衛生・安全検査の両方が必要とされる食品の場合、食品衛生・安全検査の必要書類を同封しなければならない 	検査申請のための書類*3 <ul style="list-style-type: none"> 動物検査申請書 輸出国の動物検査管轄機関発行の輸出検査証明書のコピー ※輸入許可が必要な動物/由来品の場合には輸入許可証が必要 検査申告のための書類 <ul style="list-style-type: none"> 動物検査申告書 輸出国の動物検査管轄機関発行の輸出検査証明書の原本
2. 管轄当局による検査手続き	検査概要	簡略検査・通常検査・厳重検査の3種があり、原則として通常検査が適用される 3種のどの検査でも書類検査が実施され、厳重検査ではサンプル検査も行われる	検査管轄機関: 植物保護局 予備検査(貨物の外観・梱包チェック等)および詳細検査(貨物の中身、サンプル検査等)が実施される	検査管轄機関: 動物衛生局 検査申告書類および貨物実態の検査、サンプル採取して獣医学的衛生条件を検査、輸送・保管手段の獣医学的衛生条件を確認
	検査期間	通常検査/簡略検査の場合: 3営業日以内 厳重検査の場合: 7営業日以内	24時間以内	水生動物/由来品の場合: 3-5日 陸生動物/由来品の場合: 45日以内
3 検査完了		検査が合格の場合、以下名称の専門検査証明書が発行される a. 食品衛生・安全検査の場合: 検査合格通知書 b. 植物・動物検査の場合: 植物検査証明書 あるいは 動物検査証明書		
参照関連法規		Decree 15/2018/ND-CP	Circular 33/2014/TT-BNNPTNT、Circular 34/2018/TT-BNNPTNT、Circular 15/2021/TT-BNNPTNT	Circular 25/2016/TT-BNNPTNT、Circular 35/2018/TT-BNNPTNT、Circular 26/2016/TT-BNNPTNN、Circular 36/2018/TT-BNNPTNT、Circular 06/2022/TT-BNNPTNT、Law on Veterinary medicine 79/2015/QH13

*1. NSWを利用する場合、NSWを通じて申請できる物品かどうかの確認が必要; *2. 多数の物品が該当。病害虫リスク分析手続きをベトナム植物保護局に申請し、許可されれば植物検査許可証が発行される(申請手続きについてはCircular 43/2018/TT-BNNPTNT、Circular 11/2022/TT-BNNPTNT、病害虫リスク分析の手続きについてはCircular 36/2014/TT-BNNPTNTで規定されている)

*3. 陸生動物/由来品と水生動物/由来品で「申請書・申告書のフォーマットが異なる」(陸上動物・由来製品: Circular 25/2016/TT-BNNPTNT & Circular 35/2018/TT-BNNPTNT; 水生動物・由来製品: Circular 26/2016/TT-BNNPTNN、Circular 36/2018/TT-BNNPTNN & Circular 06/2022/TT-BNNPTNT)、「輸出検査証明書の提出タイミング(検査申請時あるいは検査申告時)が異なる」等、法規上では多少の違いがある
 出所: 各種関連法規(上記の参照関連法規)

【5.法規】 輸入通関手続き

物品到着後、輸入者*1は所定の通関手続きを進める

概要	参照関連法規
<p>申請方法:</p> <ul style="list-style-type: none"> • VNACCSシステム(ベトナムの通関ITシステム)で電子申請(あるいは税関総局または支店に対して直接申請) <p>通関手続きの所要時間:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 書類の受理・登録・確認: 申告者による書類提出から即時 • 税関申告書(輸入申告書)が提出された後、必要な検査が決定され、税関が検査を実施する <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書類検査: 必要となる通関書類一式受領後、2営業時間以内 ✓ 現物検査: 商品および専門検査の結果を税関当局に対して提出完了後、8営業時間以内 (特別な場合は除くが、2日間を超えない) <p>主な必要書類:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 税関申告書(輸入申告書) • 関連する証憑書類: 売買契約書、インボイス、船荷証券(B/L)、原産地証明書 • 専門検査証明書あるいは輸入許可証 (当該物品が「専門検査の対象品」あるいは「輸入許可が必要な物品」の場合) <p>補足説明: 税関申告(輸入申告)について</p> <p>所要時間:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 税関申告書は、物品が「国境検問所に到着する以前」あるいは「国境検問所に到着後30日以内」に提出できる • 税関申告書は登録日より15日以内の通関手続きに利用可能 <p>申告後の検査の流れ:</p> <p>税関申告書が提出された後、申告者法令順守履歴等を基にリスクレベルを評価し、システムで自動的に以下の3つに分類される (Circular 38/2015/TT-BTC、Decree 08/2015/ND-CPにて規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 青コード: 現物検査の免除。税金・手数料等の支払いのみのチェックとなる • 黄コード: Circular 38/2015/TT-BTCの16条に規定された書類を含む書類検査が課される。必要書類は荷渡し指図書(D/O)、パッキングリスト、関税価格申告書、インボイス、専門検査証明書/輸入許可証(必要な場合)等となる • 赤コード: 黄コードと同様の書類検査および物品の現物検査が課される 	<ul style="list-style-type: none"> • Custom Law 54/2014/QH13 • Decree 08/2015/ND-CP • Circular 38/2015/TT-BTC • Decision 1966/QD-TCHQ

*1.ベトナムへ物品を輸出する場合、ベトナム側の輸入(・販売)パートナーと組んでいるケースが多く、日越双方で協力・分担して手続きを進めることになる。食品では前述のように専門検査のような各種手続きを進める必要があるため、輸入経験が豊富な事業者と組むと円滑に進みやすい

【5.法規】関税

輸入品に対して課税され、二国間あるいは多国間協定での優遇税率を適用したい場合は所定の手続きが必要

項目	概要				参照関連法規
税金の支払い	<p>当該物品に課される各種税金およびその税率を確認する必要があり、また輸入税額はCIF価格を元に算出される輸入に課される主な税金は以下の通りとなる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入関税（二国間あるいは多国間協定で優遇税率が規定されている場合、所定手続きを経て適用可能） ✓ 付加価値税（VAT） 				
代表的な二国間・多国間協定	<ul style="list-style-type: none"> 日本から輸入する場合、日本・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)、日越経済連携協定(JVEPA)、環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)、地域的な包括的経済連携協定(RCEP)等により優遇税率が設定されている場合がある AJCEP、JVEPA、CPTPP、RCEPの優遇税率の適用を受けるには、原産地基準を満たすこと等、各協定附属書の条件の確認が必要であり、また段階的な税率移行が設けられている物品もあるため、そのスケジュールも要確認となる 				<ul style="list-style-type: none"> • Decree 120/2022/N D-CP • Decree 124/2022/N D-CP • Decree 115/2022/N D-CP • Decree 129/2022/N D-CP
	<p>日本・ASEAN包括的経済連携協定 AJCEP</p> 	<p>日越経済連携協定 JVEPA</p> 	<p>環太平洋パートナーシップ協定 CPTPP</p> 	<p>地域的な包括的経済連携協定 RCEP</p> 	
	<ul style="list-style-type: none"> AJCEP加盟国からベトナムへ直接出荷される物品であること AJCEPの原産地規則を満たし、Form AJ特定原産地証明書(日本商工会議所発行)、あるいはAJCEPおよび現行の法令に従った原産地証明を取得済みであること 	<ul style="list-style-type: none"> 日本からベトナムへ直接出荷される物品であること JVEPAの原産地規則を満たし、Form JV特定原産地証明書(日本商工会議所発行)、あるいはJVEPAおよび現行の法令に従った原産地証明を取得済みであること 	<ul style="list-style-type: none"> 日本（または他の締約国）からベトナムへ出荷されるものであること CPTPP原産地規則を満たし、CPTPP協定に規定されている原産地証明を取得済みであること 	<ul style="list-style-type: none"> RCEP加盟国からベトナムへ直接出荷される商品であること RCEPの原産地規則を満たし、RCEP協定に規定されている原産地証明を取得済みであること 	

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム ベトナム

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ホーチミン事務所

電話番号：84-28-3821-9363

E-mail アドレス：VNPF_Japanfood@jetro.go.jp

農林水産省「令和3年度輸出先国・地域における輸出支援体制強化委託事業」「令和4年度輸出重点品目についての輸出先国・地域におけるJETROの海外事務所を活用した商流構築や販売支援の強化委託事業」（受託者：JETRO）